

す。私の私淑しておる一人でありま
す。今回幸い日本に來られたものであ
りますから、できるだけ二人きりで会
う時間を作りたいと思ひまして、それ
も日本の状態を視察してからのちに会
いたい、こう思ひまして、この金曜
日に私會う予定にいたしておりました。

断片的にいろいろお話を聞いており
まして、まだこれは私直接話したこと
でございせんから、ここで批評は差
し控えますが、新聞紙上で見ますと、日
本はダンピングをやつておるから、ど
うもこれはいかぬのである、ヨーロッ
パ市場において五%か一〇%ぐらい
の値段の差があるのならともかくも、
三〇%、五〇%という値段の差があ
るといふことは、これはいかぬ、これ
をもう少し高く売るようにしたらもつ
と売れるだろう、こういうような注意
をしておるようには私は新聞紙上で見
ております。これは本人から聞いたので
はありせん。しかしそのダンピング
といふこと、低賃金といふことを指
摘されておりますが、これは日本の
現状に即して——日本は御承知のよ
うに比較的に大企業と中小工業とあ
ります、ヨーロッパ市場で問題に
なつておりますものは繊維工業だけ
でありまして、これは御承知のごと
く、製品はおもに中小工業が作つてお
ります。この中小工業の日本の現在に
おける賃金といふものは決して私は高
いとは申しせん。非常に低い。アメ
リカに比べて、ドイツに比べて低いと
思ひますが、しかし中小工業の今の組
織状態では、その生産の数量というも
のは、一人当りの生産の数量がきわめ
て少いわけでありまして、ドイツの例
をとりますと、ドイツの一人当りの生

産とそれに対する賃金というそのカー
ブと日本のカーブとはほぼ一致して
おるわけでありまして。これはドイツから
日本をさういふ低賃金だといわれるこ
とはないだろう、低賃金であるだけに
それだけ日本の中小工業は生産を上げ
てないといふことであります。従いま
して中小工業はいかにして生産性を向
上していくべきかといふことを考へて
いかなければならぬわけでありまして。

その問題が表面に出ればエアハルトに
会つてよく質問をしてみたい。なるほ
ど低いことは低い、生産をもつとふ
やして、さうして賃金をもつと上げて
いくといふことにいかなければなら
ぬ。ところが大企業の方はどうかと申
しますと、中小工業と比較いたしまし
て、比較的高い給料を取つておりま
す。今、ドイツの大企業と比較いたし
ますと、こちらは大体半値ぐらゐに
なつております。しかしこれとてもド
イツの生産の数量と比較いたします
と、こちらの生産はドイツの半分ぐら
いになつておる。こういうわけであ
りますから、その点から申しますと、今
単に日本の状態が低賃金であるから、
これを上げていつたならば、もつと輸
出が振興されるという議論を私は承服
できないわけでありまして、この点に
つきましては、私相當議論をする余地
があると思つておりますが、これはよ
くエアハルトに會つて、その問題が出
れば、私は話をする考へでございま
す。

それから第二の、その結果——これ
は私は見方は正しいと思ひます。でき
るだけ国内の消費をある程度ふやして
いかなければならない。それには国内
の賃金を上げるようにして購買力をふや

していかねばならない、これは私は全
く同意でございまして、それにつきま
しても、つまり日本が國際的の貿易、
國際的の競争に打ち勝つていくために
は、やはりこの生産をふやしていくと
いうことにしていかなければならぬ
。従ひまして大工業と言わず中小工
業と言わず、もつと生産を向上して、
そしてその各自の取り前をもつとふや
していくつて、消費をだんだんふやして
いくといふことに持つていくことは正
しいと存じておりますが、この点につ
いては、私とエアハルトの意見とはほ
一致しておる点でございまして。

○阿部竹松君 エアハルトの意見と一
致しておるとおしやるけれども、大
臣のお話を今承つてると、必ずしも
一致しておらぬわけですよ。しかし別
に私はエアハルト経済相の言つたこと
をとつつかまえて、あなたと論争する
氣はないけれども、しかし低賃金問題
について、国内はさておいて、外国へ
日本で製品を作つて持ち出していつて
も、日本の製品が高いから、この物価
は高いからというおしかりをこらむ
よりは、やはりダンピングであるから
まことにけしからぬと言つておしかり
をこらむ場合が多いように私は聞いて
おるのですよ。ですからエアハルト
氏の意見などは、やはり相當僕は参考
になるんではないかといふように考へ
て、今御答弁もいただいたわけですが、
必ずしも話の過程で、そりや一
致しておるといふお話ですが、賃金
の問題でも大臣の言わんとするところ
はさうでしよう。しかし毎日日々の
政治というものはあなたのおしや
る通りに動いておりませんよ、御承
知の通り。そしてその次にお伺ひいた

しますが、たまたま三木經企長官も
おいでになりましたので、これは三
木さんにこの前の前の委員会でお尋ね
しました、あの銀行の公定歩合、日歩
の切り下げに従つて中小企業金庫か
な、商工中金とか、これは國民金融公
庫は私どもの委員会でない、大蔵委員
会ですが、ああいうものの金利をどう
するんですかと、中小企業が頼らんと
する商工中金等の金利をどうしますか
というお話をあなたに質問したところ
が、それは下げますと、あなたが明確
に言明された、明確にね。あなたが、
やつと笑つたつてちゃんと速記録に書
いてあるのですから。ですからさうば
りその後三木さんの意のあるところ、
僕に答弁してくれたのが何か政策に出
てくるんじゃないかと思つて、毎日三
木談話等を大いに氣をつけて見てお
るのですが、それについてはあの場限
りの答弁であつたのか、全く今度の予
算を組むに當つて、財政投融資、中小
企業をどうするかという政策を含め
てやられるものか、これは三木大臣で
もけつこうです、直接中小企業を御
指導なさつておる高橋さんでもけつこ
うですから、その点を私だめ押しする
意味ではございせんけれども、どう
も約束が守られておらぬ氣がしますの
で、明確に承つておきたいと思ひま
す。

企業全体の經營の非常な重圧になつて
おる。國際競争力を減殺する、一方にお
いて中小企業、さういふ日本の賃金か
ら言つても、生産性から言つたところ
で、非常な格差があるわけですから、
さういふ中小企業の金融に對しては、
やはりこの金利をできるだけ下げること
が好ましい、いろいろ資金コストの
問題もございまして、さういふ方向に
お答えをしたので、やりますなどとい
うことは申し上げたのではないのであ
りますが、これは今度通産大臣も同じ
ような考へだと思ひます。できるだけ
努力をしてみたいと思つております。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま
三木長官からお答へいたしました通り
でございまして、先ほどエアハルトの
話もありましたが、われわれやはり賃
金が安いといふ言われまされども、
どうしても日本の金利が世界金利と比
較いたしまして高金利であるというわ
けでありますから、私はドイツが日本
が低賃金だといふけれども、お前のと
ころは低金利でダンピングするではな
いかといふことを言ひたい、さう思
うのであります。従ひましてわれわれは
資本は少いですが、できるだけ國際金
利に近いように金利を持つていくよう
にすることに努力をいたしたいと思ひ
ます。

○阿部竹松君 おそらく三木經企企画
庁の長官は、そのような御答弁で逃げ
られると思つて僕は速記録を再三再四
読んでみたんです。努力などというお
言葉もその中に入つてゐるけれども、
最後はやはり断定したような明確な御
答弁がございまして、これは自民党の議
員総会だと、あなたにごまかされるか

○國務大臣(三木武夫君) 私の管轄
じやございせんから、それは下げま
すといふふうに言つたといふことは、
阿部委員の聞き間違ひだと思ひます。
さういふことは言えるわけではない。
ただ豊田委員からも同じような御質問
があつて、やはり金利が國際金利に比
べて非常に高すぎる、これがやつぱり

もしもせんけれども、あなたは口が達者だから。しかし当委員会はあなたには、ごまかされたい、そういうあいまいなことでは困るので。それはそれとしてあとで秘書官にもどういふことを言つたか読んでいただければ一目瞭然です。それ以上には進めませんけれども。そうしますと、大抵具体的にどういふことになるのか、大抵具体的に先生が講義をするようなお説でなく、具体的にはどういふふうになるのか、今回の銀行金利の引き下げに従つて、商工中金なり何なりが努力してみましよう、と、そういう抽象的なことではどうも困ると思うのですが、それはどうですか。

○国務大臣(三木武夫君) 今御承知のように、公定歩合は数回にわたつて引き下げて、市中の金利もこれになつております。しかし商工中金その他の金利は、これまで原資もいろいろ違つたわけでありまして、政府が全体として日本の金利体系というものを整備しよう、こういうことでただいまどういふふうにとりかかると具体的に申し上げられる段階ではないのであります。が、全体として金利が高いのでありますから、これをできる限り公定歩合を引き下げるといふことは、景気の刺激というよりかは、金利のあつたことによつて市中金利も引き下つていくという効果の方が重視されなければならぬ、今日ではそういう意味において、これは中小企業金融等については、農業等においてはこの間小団地の農業投資に対して三分五厘の金利、あの制度を設けたんですが、こういうこともにらみ合せて、これは何らかの結論を出すように努力してみたい、これは努力を

どういふふうによつておるか、これは当然政府全体の金利体系の整備ということで話し合ふなければならぬこととありますから、これは寄り寄りいつも問題になつていくわけですが、金利問題はそれでできるだけ早く結論を出したいと考えております。阿部委員のごきものを口先でごまかせるものでもございませぬ。そういう不届きな意見を持つておられないのです。ほんとうにやろうと思つております。

○阿部竹松君 日本銀行から始まつて市中銀行へ順次下つていくというところによつて影響をしていくんだというところはよく理解できるわけですが、しかし実際問題として、小さい——政府が財政投融資をやつておられます商工中金等から、金を借りる人々は三菱銀行なり、三井銀行あるいは富士銀行、一般市中銀行、こういうところから金を借りられないのです。ですから、もちろんだんだん回り回つて、それは大銀行が金利を下げることによつて最終的には影響してくるでしょうが、私はやはり直接政府が財政投融資をやつていふ方がいいものこそ、逸早く手を打たなければならぬと考へておるのであります。長官の話はわからぬわけではないですが、回りくどい。あるいは中小企業に対するカンフルする注射の役割を果してぬのではないかと、あるいはどういふふうな御判断をなさつておるのであるか。

○国務大臣(三木武夫君) 市中銀行の金利が下ることとは、市中銀行というものは大企業ばかりのものでもない、という点では恩恵を中小企業も受けておるに違ひないわけですが。ただ今言つたような商工中金あるいは国民金融公

庫あるいは中小企業金融公庫、こういうものの資金コストという問題があるわけですが。多少のやはり回収というものの対してもいろいろな点で問題があるわけですが。中小企業というものはそういう点でいろいろ担保力も不足でしうし、いろいろ問題があつて、資金コストの点からもあるが、しかし今の金利というものが適当だとは私は思つていない。もう少しやはり下げられなければならぬ。そういう点で今私自身は、ここへ幾らにするという、金利を引き下げるという意見を持つておるわけではありませぬので、阿部委員に對してこつたしますというのを申し上げられませぬが、しかし今の金利というものが適当だとは思つていないのだ、そういう意味において国務大臣としてできるだけこれを下げるような方向に努力をしたい、これが精一ぱいのこの場合の答弁でございます。

○阿部竹松君 これは通産大臣の御関係ですから高橋さんにお伺ひいたしますが、本会議で、何日か忘れましたが、わが党の代表が、岸さんが総理大臣になられてからどうも東南アジアその他の方があまり歓迎しておられぬやうだといふやうな話からいろいろ始まつて、本会議の中で集中された議論の的になつたのですが、そのとき岸さんが、それはもうコム、こういうものを緩和して非常にやりやすくなつた、こういうことにかく御答弁がまつたのですが、しかし実情を伺つてみると、コムが緩和になつたといふことは、これは御承知の通りなのですが、しかしそれによつて日本と中共の關係が悪くなつて、中共が一方的に東南アジアに乗り出して来た。コム

が緩和されることによつてかえつて逆に日本以外の国から東南アジアにどんな品物が入つてくるというこゝになつて、現在、今の立場で判断するならば、コムの緩和というのは逆に日本に悪影響を及ぼす、こういう議論をやつておる人々があるわけですが。これについて通産大臣はどのように御判断なさつておるのですか。

○国務大臣(高橋達之助君) お説のごとく、コムが緩和されたことによつて中共が受ける恩恵は相当多いと思ひます。今まで持つてこれになつたものを自由主義の国から持つてこれらる。だが、東南アジアではコムの緩和とそのものは直接は影響のないわけでございます。しかしわれわれがいろいろ努力しておつたコムがこの八月に緩和されたといふことで、その恩恵をわれわれが受けないといふことは、これは対中共貿易に關する限りにおきましては、緩和されたことは今日の現状におきましては、マイナスだと存じております。つまり日本以外のところから、緩和した品物が欧州の市場から入る、こゝろ見なきやならぬと存じておりますから。

○阿部竹松君 そういう点を岸さんが得々と本会議で得意になつて答弁をされておつたが、そういうことを非常に心配しておる人があるのです、そういう場合に何か手を打つていただきたいといふのが要請になるわけですが、それに関連して、なぜ中共と貿易ができぬかといふことについてこの間だいたい三木さんとやり合ひしましたから、立場が違つてからこれはやむを得ないでしようが、その点はわかつた、わからぬではなくして、これはやむを得ないとい

うのであなたの方の立場を尊重します。そこで問題になるのは、ヨーロッパでもアメリカでもそれぞれ貿易をやつておるのですが、やはり何といつても東南アジアというところは無視できないと思ふ。しかし今の状態ではどういふと、やはり無視できないといふ東南アジアにだんだん中共その他から入つてきてしまつて、さて日本がやりましようといふときには地盤がもうなくなるのではないかと、こゝろを僕たちはしろうとで考えつておるわけですが。それは今中共との貿易の額あるいは台湾との貿易の額、こゝろいふものを判断すればどうなるかわかるけれども、さて台湾、中共を除いて東南アジアが一体どうなるかといふことはお前はしろうとだからわからぬと言われればそれまでですが、しろうとはしろうとなりに心配しておるわけですが。日本がいよいよ高橋政策が充実されて、さて東南アジアに乗り出そうといふいたしましたときには、お得意先がもうきまつておつたといふやうなことになるは大へんですから、そのあたりの方法はいかようになされるつもりなんですか、その点をまずお伺ひしてみたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 日本の対東南アジア貿易の問題は、現在中共との貿易關係が杜絶しておりますためにどういふやうなことでなくて、私はかに中共との貿易が正常關係になつても、これは相当考えなければならぬ問題だと、こゝろ思つておるわけですが、しからば中共がその後どういふやうな進出の仕方をしておるかといふことを調べてみますといふと、昨年度までの

数字から申しますと、一九五三年を一年度として申しますと、中共は多分昨年度は一三五%の増加と思つております。これに對してわが国は一九四だと記憶いたしております。九四を増加しておるといふことで、昨年までは私は相当日本の力が伸びておつたと思つておりますが、昨年からは本年にかけての進出は相当ひどいものでありまして、それはどんなものがあるかというところ、二級品の繊維品、セメント、それから陶磁器、それから板ガラス、紙類とか雑貨、最近においては小型機械類等も相当進出してきておるようでありまして、中共の營業の方針は、御承知の國營貿易でありますから、従いまして經濟といふことよりも、むしろ國が外貨を要するところには少し無理をして出す、この方針をとる。従いましてこれと價格をもつて競争するというところは、これはとてもいけない。そういうことをやつたら、これは泥田に足を突つ込むやうなことになる。價格で競争することはできない、そう考えなければならぬ。それからどういふ方法でやるかと、こういうことであります。それは現在やつております程度のクレジットと延べ取引を奨励するということとともに、中共がやつておりますのは、ペーターがおもです。従いまして、できるだけほかの國から持つてくる品物で東南アジアから買ひ取り得るような品物は、そこは多少値段は高くてもそれを買ひ取つていくといふ、その方針を第二に立てなければならぬ。

それから第三には、どうしても中共でできない製品——それは重化学工業品——に相当力を注いでいきたい。むしろ中共においても重化学工業のあるものはある程度進んだものもありましようが、しかし一日の長を持つておる日本は技術の振興によつてさらにいいものを作るといふことにしなければならぬ。それから現在売り込まれております綿製品にいたしまして、またその他の製品にいたしまして、中共よりも技術が進歩しておるといふ優良品をもつて當つていくということにする。これを簡単に申しますと、延べ取引なり、あるいはペーターなり、あるいは品質の向上なり、あるいは今申しました製品のアイテムの項目を変えていく、この方針で進んでいきたいと思ふ。特に私は東南アジアにおきましては、あの經濟力が豊かでないところでありまして、できるだけ機械工業、プラント類、こういうものは中共よりも進んでおるのでありますから、日本が機械工業が発達しておるわけでありまして、そのものを持つていつてその國の工業を發達せしめて、輸出も増進してやつていくといふ、この方針が根本の方針でなければならぬと、こう存じております。

○大竹平八郎君 今阿部委員からの、中共の東南進出についての質問に大臣からいろいろ御答弁があつたのであります。中共の進出の一番根本といふものは、この前の委員会でも大臣から御答弁されたと思ひます。香港を中心にしての金融の一本化と、それから貿易機關の統一化といふことが、これは中共なるがゆゑにできるのであります。そういう意味において日本もそれに対する具体的な対策といふものがやはり必要ではないかと、こう思ふのであります。そういう点においてやはりこれは日本の進出というだけなく、現地の華僑も含めて貿易の金融機關というやうなものが私は必要じゃないかと思ふのであります。ただ品物で競争するといひましても、大体これはインドネシアの一つの例を見ましても、今大臣の言われた通り、どつちかといふと、第二次的なものが多い。昨年の例をあげてみると、大体綿糸布が五〇%に上つてゐる、それからセメントが三〇%、ミシンが五〇%、これだけ日本がいわゆる中共に食われておる。このエージェントといひますか、取扱の關係といふものは、大体華僑關係が日本の貿易業者との關係で非常に多いわけですね。そういう意味で、日本がどうしてもほんとうに大事な東南アジアの昨年を見ても約九億ドルくらいあるのではありませんか。この市場を確保して、そして中共の進出に戦う、というところがあるわけですが、戦うということになれば、やはり貿易の金融機關といふものが私は必要じゃないかと思ふのであります。すでに一部におきまして、これは正式な金融機關といひていかどうかはしませんが、石原産業あたりで、いろいろ手を打つておるやうに聞いておるのです。そういうことでなく、政府が出資をして、それから現地の華僑等の按分比例はどのくらいになるかわかりませんが、一つの貿易金融機關を現地に作るということが一番私は当面の問題として大事じゃないか、こう考へておるのです。この問題は、ずっと前に私も多少關係があつたのであります。シンガポールの有名な胡文虎、これは南方華僑を代表し得る實力を持つておる人なんです。これと、日本の財界の長老であつて、そして中

國並びに東南アジアに非常な尊敬を受けておりました前の正金の頭取の兒玉さんが中心になりまして、そういう銀行を作る前提として、その時分、たしか占領政策下にあつたと思ふのであります。あるいは大臣も御存じだと思ふのであります。そうしてその亜東銀行を足場にして、胡文虎と合弁銀行をこしらへて、そして東南アジアの市場の確保のために一つこの銀行を大いに働かせる、こういう案があつたのであります。いろいろな策動と、それから大蔵省の無理解によつて、ついにこれは到達することができなくなつて、亜東銀行は、御承知のように鮎川一派にこれは被占されて、中小企業助成銀行、こういう工合に変形していつたのであります。そういう意味で、一つ東南アジアに合弁の金融機關を作るといふことについて、大臣はどうお考えになられるか、また石原産業が現にやつておる事実も大臣は御承知だと思ふのであります。これについて一つ御意見を伺いたいと思ふ。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は中共貿易とか、ソ連貿易等も同様でございます。相當その國の産業貿易に對して、經濟的ではなくて、政治的の壓力を持つてくる相手に対しては、やはりこれはある程度の政治的の考慮が必要だらうと、こう思つておるわけでございます。ただいま政府が考へております場合には、東南アジアの貿易につきましては、できるだけ業者の自発的の進み方をしてもらいたい、それに対して政府は輸出入取引法等をもちまして、これよく善導していく、同時に、これに對する金融は、できるだけ政府の力でやつていく、しかし責任は業者に負つてもらふ、この方針で進んでいくべきものだと思ひ存じております。今政府はすぐのことには政府の責任において現地に貿易をやる金融の銀行を作るといふまでは考へは及んでおりませんが、しかし大竹議員のおつしやることも私は一つの案だと思つておる。相手國の經濟が安定するといふ見込みがつくといふときには、あるいはそういう方法も考へていかなければならぬと思つておる。それにはやはり相當準備工作が必要でありまして、今すぐに政府が出て、現地に政府の息のかかつた銀行を作るといふやうなことは、あの人たちに悪い感ぜ持たし、かえつてこちらの好意が惡影響を来たすといふやうなことも一応考慮していかねばならぬ。今お話しした石原産業のごときもやつておりますが、あれは政府の力を借りずには、できるだけの、外貨の問題における政府の力を借りるとか、本人の力でやりまして、しかもそれは現地の銀行にするといふことで、こちらの關係はきわめて内部的の關係にするといふやうに進んでおるやうで、よほど體病に、よほど周囲の狀態を考へてやつておるやうであります。そういう点はよほど考慮する必要があると思つております。

○阿部竹松君 さつきの御質問に對して、中共とは金額の面でなかなか太刀打ちできないから、支払ひ方法について延べ払いとかあるいはまた重工業、輕工業もそうであるが、中共よりも一日の長があるから、そういう幾つかの利点をあげて、これで一つやつていきたい、こういうやうな大臣の御答弁

でしたが、僕は今日この場合ではそういう御答弁でけっこうだと思ひます。しかし、實際問題として新聞の伝えるところが正しければ、延べ払いとかそういう支払方法、取引の金銭のやりとりについては、必ずしも高崎大臣のおっしゃるようなことを大蔵省が考えておられぬものであります。あるいはまたあなたのおっしゃっているようなことを、佐藤大蔵大臣の新聞発表等は同じでないように私は拝見していただいているのであります。それから重工業、軽工業その他が技術が一步進んでいる、これは大臣と私同感です。しかしながら、今申し上げました通り、それは今日この場所ではないことであつて、もう五年たてばどういふことになるかといふことは、大臣もやはり十分御考慮になつておられるのであります。今こゝ二、三年静観をするのだといつて足踏みをしている、向うは日進月歩進んでいけば、さてやりましようといつたときは、さいせん私が申し上げた通り、全然お得意さんがきまつてしまつて、日本品は入るところがなくならないといふようなことで、今日の御答弁としては満足だと思ひけれども、少くともやはり一國の経済相として、將來どうなるかといふ御心配は全然ないわけですか、もうさいせんお話し申し上げた通りのことが五年も十年も持続するとはお考えになつておられぬと思ひますが、そういう点を私非常に危惧しているの、一つ安心感を与えようという御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(高崎達之助君) 阿部委員の御指摘のごとき、世界の経済は刻々と動いております。ことに東南アジアのごとき非常に変化のはなはだしいと

ころでありますから、これではたゞらに静観しておれば、現状維持といふことは退歩でありまして、世の中が進んでいるわけでありまして、それに対抗するために十分の積極的努力をしていきたいと、こう存じております。

○阿部竹松君 積極的といふ言葉はいいし、そのあらねばならぬといふこともわかるのです。しかしどうするかといふことになると、何ら案を持ち合せないといふことになりはせぬかといふ心配があるわけですが、大臣が積極的にやられるといふので、特段に一つお願いしておきます。

その次に鐵難と同じに、やはり現在不況だといわれる石炭ですが、十日ほど前の新聞に石炭が一千萬トンくらいオーバーしたので、それで炭鉱業者の諸君が集まつて、二百萬トンほど香港ですか、新聞によつて違ひますけれども、香港がカラチがカルカタの方へ持つていってダンピングをやると、トン当り十一ドルだから大体千円くらいコストが安くつくけれども、出血ダンピングもやむを得ないといふことで決定したといふようなことを新聞で拝見したのでありますけれども、そうすると、大臣なり石炭局長なり、この前はなほ失礼であつたかもしれないけれども、どうも見通しが甘くて、とんでもないことになりましてといふ苦言を申し上げたのですが、あまり僕の予想よりも早くそういう事態がきたので、これは一体どういふことになるのか、こういうことを通商産業省が指導なさつてゐるのか、石炭が一千何百萬トンも余つてゐるのですから、結局掘れ掘れといつたのはあなた方で、とにかく炭鉱業者

にけしかけておいて、そうして掘らせて、今度余つたからこれは困る、外国へ持つていってダンピングやる、一割五分の出炭制限だといふふうな、鐵難に匹敵するような状態がきているわけですから、その対策はいかようなことになるか、一つお伺ひしてみたいと思ひます。

○國務大臣(高崎達之助君) 御指摘の石炭が予想以上に消費が減退いたしました、最初五千三百五十萬トンといつたあの数字がだんだん減つて参りました、今日ではどうしても、今期の生産は五千萬トンを割らなければならぬといふほど、それだけこの貯炭がふえてきておる、貯炭はいまだかつてない大量に貯炭をしなければならぬ、こういうふうに陥つてきましたことは、これは政府といへば政府の責任ももちろんありましよう。しかしながらこれは世の中の景氣、世の中の狀態がなくなつてきたわけで、これは見通しを誤まりつゝあつた、誤まりといふことはこれは業者も一緒に責任を持つてもらふといふことで、相ともに責任を持つていかなければならぬ、こう存じておるわけでありまして、その結果、私も石炭の現在の貯炭をどういふふうには減らすかといふことを考えなければならぬ。それには現在国内で消費する人たちに、多少平常の貯炭よりも多くてもこれは將來を考へて持つてもらいたいといつて、消費者に働きかけて、これを持つてもらうことも、また石炭の消費を促進するために、下期における油の外貨の割当もわずかでありますけれども、石炭に換算いたしまして百萬トンに相当するくらい油の外貨の割当を減らす、あの手この手を使つておるわけ

であります。その結果、業者の方である程度のもを外国へ持つていって売ればいいじゃないかといふことについて、これは政府は輸出振興といふ意味からやつてもらいたいといふことで、私もこれはこれを奨励しているわけでありまして、価格をどうするかという問題は、これは業者自身が考へなければならぬ、こう存じておるわけであり

○阿部竹松君 その二百萬トンですが、外国に出すのは、輸出振興などという御判断をされたのは大きな誤まりではないかと思ひます。これはコストよりも今はとにかくトン当り一千円も安くダンピングするのであれば、僕はそういう点大臣と見解を異にするのです。それと同時に、もう一つ僕は業者の代表でありませぬけれども、業者と平等の責任だと思ひしやるけれども、業者は、だめですよ、そんなに掘つたつて売れませぬよと話をしたところが、あなたの方の政党でお作りになつたのか、その当時は河野さんが長官だつたが、企画庁の指示したことかもしれませんが、業者がだめだといふのをこれだけ必要だ、五カ年計画の一環としてやつてくれといふことで、あなた方大いにけしかけたのでしよ。

あのときは神武景氣を謳歌している時代だから、それでよろしゅうございませぬといふことで、坑内設備をやつて、どんどん人を入れて、さて始めようといふときにがたがつときてしまつたんですね、それでしよ。これは大臣もお考えになると思ひますよ、現実の問題としてそういうルートをとら

てきておるのですから。そうすると、それはいいですよ、お前が悪かつたとか、僕が悪かつたといつて僕はけんかしようとは思つていないから。今そのあと始末をやらなければならぬ責任が政府にあるような気がするのです。僕は経営者がもうけようがもうけまいが、そこまで僕は心配はしないが、せつかく膨大な費用をかけて、人を雇つても、人が全部首切られるわけですよ。九州の中小炭鉱なんか次々と倒れていつてゐる、これは労働省に行つてお聞きになればわかるのですよ。これは政府の政策で、業者がだめだといふやつを無理に日本の基幹産業だといつて石炭を掘つて、さてこれでやろうといふときに首を切られてしまふ、経営者も資本主義社会だから政府のいふことばかり聞いておられませんよ。人間をいつまでもかかえておられませんよ。一五%出炭制限をやれといつてゐるから、輸出振興だといつて一トン千円も安いものを売るのでしよ。とんとんならいい、それが一トン五千円くらいの中から一トン千円安いダンピングをして、そうしてそれを輸出振興の一環だといつてゐるなら、通産大臣にものを申したいわけですね、ほんとにそういつてもいいですか。石炭を外国へ輸出振興の一環だといつて、何ぼ安く売つてもいいといふことですか。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は今幾らでこの引き合ひができておるかどうかが知りませんから、これを、ダンピングを非常にやるといふことは、はなはだおもしろくないと思つておりますが、實際私どもは商人として、商人といふのははなはだ何ですが、こ

れを考へてみますと、一千万トンの貯炭をしてみて一年持たなければならぬということになると、これはトン当り五百円か千円の損はいくわけですか、どうせ損するものなら多少安くてもその品物を片づけていくということ、業者として、私は商人として考へるのは当然だと思つてゐるわけでありまして、これはまだほんとうは相談に乗つておられません。はつきり申しますと、相談に乗りましたときに、私はその考へを申したいと思ひますが、今の阿部さんのお説の、千円安くやつてしまつて、ダンピングをやめるのはどうかというふうな説も、大いに傾聴する必要はあると思つておられますから、できるだけ一つ高く売るように努力させるつもりであります。

○阿部竹松君 相談をやつておらぬといふことになると、これはまた重大な問題で、そういうことで、あなた方が指導したり、やはりあつせんしたりする僕は責任はあると思ひます。石炭局なんて何のためにあるのですか、それは膨大な石炭を、二百万トンです、とにかく何万ドルといふことになり、その品物をあれするとき、通産省にとかく相談しない方もしない方でも、しない方も悪いかもしれないけれども、これは全然知らぬといつたら石炭局なんて必要ないですよ、そんなんだつたら、てんでめちやくちやないですか。

○説明員(樋口誠明君) ただいまの阿部先生の二百万トン輸出の記事でございますが、これは別に業界でも二百万トン出すというふうなことがきまつたわけでも何でもなくて、いわゆる新聞の記事でございます。ただ業界の一部

に、今大臣が申し上げましたような、相当期間貯炭をしておかなければならぬ、そうすれば、金利もかかるし、目減りもするといふことから、この際、大体貯炭するのと同程度の損失といふものであるなら、むしろそれは輸出するといふことの方が、将来炭況圧迫といふことにはプラスといふ面になるし、しかもいわゆる生産制限といつたような面、生産制限は御承知のように石炭業界としてやりたくない措置でございますが、できるなら生産制限を少くしたいといふようなことから申しましても、輸出をして、そうして貯炭と同じような損失で済むものなら輸出を研究してみたらどうかといふのが、石炭業界の営業の一端に立っている人あたりに御意見があることは事実でございます。しかしながらこれは今申し上げましたように、あくまでもただそういうアイデアがあるだけであるといふことでありまして、業界としてどうやりたいといふことでござつたわけでもございませぬし、いわんや役所の方々にそういう相談が来たわけでもございませぬ。われわれとしまして、今申しましたような今後の貯炭が大体いつどの程度に減るかといつたような見通し等とにらみ合せまして、そうしてどうせ企業の経営にとつて千円の損になるというふうなことで、輸出しても千円の損だ、貯炭しても千円の損になるといつたような場合には、これはむしろ輸出させることによつて国内の過剰貯炭を減らすといふことが、将来の炭況に好材料になると、そう判断して、もしそういうことをいつてきた場合には、それが不当な価格でない限り、輸出を承認するといひますか、輸出をし

てもけつこうである、そういう許可を与えてもいいじゃないか、そういう考へてございします。

○阿部竹松君 それは大臣はお忙しいのでしようから、それは知らないのがもつともだと思ふ。あなたにも全然話がないわけですね。

○説明員(樋口誠明君) 全然ございせん。商売の話でございしますので、別に役所にこりやうたいといつて、一々伺いを立てるといつたような筋合いじゃないと考へております。

○阿部竹松君 何ほ商売の話でも、そういうふうな石炭局長なり通商局長がやはり指導してやるといふことに、これはならぬですか。

○説明員(樋口誠明君) これはいわけの不当なダンピングでない限りは私は認めてしかるべきじゃないかと、こう思ひましたので、たまたまあの新聞記事とは関係ないわけでございますが、国内だけでなしに外に市場を求めたらどうかといつたような大臣の御意見もかねてございしますので、あの直後でございますが、業界の方に、一応業界の方針といふものは確かめて参りました。その結果、先ほど申し上げましたようなあれで、どうせ貯炭しても損がいくなから、その損の範囲内において輸出するのがプラスでないかといふ意見があるし、これはまだ正式に業界でござつた意見ではないけれども、第一線の営業マンの間にそういう意見があるの、業界もそれぞれ立場において目下慎重に検討しておる。それで役所の方はどうですかといつたような一応の軽い反問もございしたので、私は先ほど申し上げましたように、これは大体われわれの見通しでは、正常貯炭に

なるのは一年ぐらひかかるのじゃないかと思はれますので、その期間のことを考へれば、ほんとうに千円程度の値引きといふことで相談が成立し得るものなら、これは出した方が得じゃないかといふふうな石炭局長としては考へておりますといふふうに伝へております。

○阿部竹松君 あなたの方に全然話がかつたといふことであれば、これ以上聞くことは聞く方が無理ですからやめますけれども、これは公取委員長に聞くのが一番正しいし、それが筋だと思ひますが、局長さんにお尋ねします。国内に二百万トンなら一千万トンの貯炭があつて二百万トン大手の商社が共同で海外に出荷する、そうすると、国内の炭価維持が一応できるわけですね、その結果、独禁法違反といふことにはなりませんか、現在の法律で、独禁法が改正されれば別問題ですよ、あなたの御見解はいかがですか。

○説明員(樋口誠明君) 私聞いております業界のあれは、先ほど申し上げましたように、業界が一本でやろうといふようなことではございませぬ、一応それぞれの会社が自分の負担において、たとえ海外の輸入の際に参加するといふようなことでやりたいといふことではございしますので、現在業界が考へてゐるような各個人の会社がそれぞれ立場でやる限りにおいては独禁法の違反といふ問題には全然触れないといふふうに考へております。

それからこの前の記事に出ましたのはあくまでも、石炭協会におきましても各会社全部一応聞いてみたのでございしますが、そういう話は全然どこから出たかわからぬといふことで、これ

は業界もびつくりしている格好でございます。今の独禁法でやろうといふた事実にはございませぬ。

○委員長(田畑金光君) ちよつと委員諸君に申し上げますが、三木長官が衆議院の予算委員会の方から出席を求められておりますので、三木長官に質問がありましたら、まずそれを先に一つやつてもらいたいと思ひます。

○島清君 阿部君が質問をしました問題に關連してございしますが、阿部君は金利の引き下げですが、その問題と關連しているよりでしたが、それで中小企業の金融の問題に触れたわけですが、市中銀行の問題に触れたわけですが、そこで中小企業の金融として市中銀行の恩恵を受けておる中小企業の諸君も、といふような三木さんの発言をちよつと氣にいつて聞いておつたのであります。こゝにいつたような従来の既成の金融機関でございします市中銀行が中小企業を含みます一般の庶民階級の金を吸収してしまつて、そして自分たちの関連する産業の方に資金を回す、そこで今の市中銀行の役割りといふのはただおのれの銀行と関連を持ちます産業のための資金を吸収する役割りしか果たしてないのだ、従つてそういったような金融機関のあり方では、中小企業等、金融ベースに乗らないような企業の育成は困難であるといふので、そこでまあ特別といひまするか、商工組合中央金庫であるとか、農林中金であるとか、そういったような特殊の金融機関が設けられたわけでありまして、しかしながらそれでもまだ十分なわけではあります。そこで私はこゝで考へてみなければならぬことは、もしそれ、ほんとうに中小企業の

振興をはかり、そして一般の国民生活の安定ということを金融機関と結びつけて考えます場合に、金融機関のあり方について私は検討を要するのじゃないか。今まで日銀があつて、そしてそれにつながります市中銀行がある。そしてその市中銀行は自分たちと関連をする産業のために資金を吸収して、そしてその産業に融資をする、こういうあり方ではないのじゃないか。それが今までのオーソドックスの金融機構のあり方だと言われておりましたけれども、しかしながらそのオーソドックスの金融機構のあり方について、これを是正する段階にきているのではないかと思うわけなんです。そういうふうな意味において、何か金融機構というのについて根本的にそのあり方について検討をされたことがあるのかどうか。ほんとうに市中銀行というものが中小企業のための恩恵を施した銀行として今でもそう思つておられるのか。あるいはこれは大蔵大臣の所管に属しますので、お答えにいかと思ひますが、しかしながら大蔵大臣の上に立つて、総理大臣の立場に立つてすべての問題を企画される立場にもございしますもので、もしお答えができませんならば、何かちよつと御答弁の中に非常に気になります御答弁がございしたので、ちよつと関連をしてお尋ねしておきたい。

○国務大臣(三木武夫君) 金融制度について、金融制度の審議会があつて、日本銀行の機構について根本的な改正を加える。これは戦争中いろいろ日銀の性格というものが變つて参りまして、国の要請に銀行が沿わなければならぬ、こういうことで日銀の機構に

ついて全般的な検討を加え、日銀法を改正したいということをやつておるわけであります。一般のその他の市中銀行の機構については、ただいまのところ金融機構を根本的にこれを改めるといふような考えは持つておりません。日銀については持つてゐる。またお話の中にありまして市中銀行というものが傾向としてはお話になつたような傾向だと思ひますが、しかし中小企業と言つても、一口に日本の場合は中小企業とこゝろ言いますが、問題は中小企業の中においても零細企業あるいは少しスケールの大きい企業と二つの問題が私はあると思うのです。必ずしもスケールの大きい中小企業というものが零細企業と同じような問題を内蔵してゐると思ひない。やはり零細企業に対しては特殊金融機関というものが要るでしょう。しかし相当スケールの大きい中小企業については市中銀行の融資を相当に受けてゐるわけであります。零細な中小企業というのに対して市中銀行の恩恵が少くないことは事実でしょう。そういう意味において中小企業と市中銀行とが——もう大企業の市中銀行は金融中心であると考えておられます。中小企業でもこれは恩恵を受けてゐる。もし恩恵が少くないとすれば零細企業だ、そういうものについて特殊金融機関の機能というものをこれはやはり強化していく必要を私は感じておるわけであります。

○島清君 方向を変えまして、岸内閣は不況の打開と日本の振興のために貿易振興というただ一枚看板に頼りすぎているようにございしますが、しかしながら私たちが海外の方に回つてみますと、どうもやはり貿易振興というところに頼つては、日本の今の岸内閣の政策の進め方では、それほど富太鼓を叩いておられるようにならぬには実質が伴わないような気がするものであります。南米あたりの方へ参りまして、いろいろと日本の品物が流れすぎ、いつて金が取れない。貿易はしたいけれども、向うの方は金がないから買えないというふうなことで、その勘定のあり方をどうするかというふうな根本の問題もあるやうであります。ヨーロッパあたりで日本品が外国商品と競争するのにはなだ至難のように見受けられた。そこで日本商品のほけ口といひますと、やはりおくれた後進国家の市場でございしますけれども、そういう所には何か知らなけれども、政治的なことなどもからみ合ひまして貿易が振興しない。現実においてはそうだと思うのです。そこで今通産大臣に對しまして阿部君から質問がありまして、東南アジアとの貿易の關係、中共品の進出に對する日本商品の脅威の問題等についてもつともな質問がありましたが、私たちが東南アジア、東南アジアといつてしきりに貿易の振興を唱えておられますことは、やはり貿易をやりますからには、地域的な立地条件というものが私は制約を受けると思う。これは何人もそうだと思うのですが、そこで日本商品が物にもよりましうけれども、太刀打ちのできるののせめてインドあたりまでだといはれてゐる。インドから向うへ参りますと、イギリス品やドイツ品には實際的にそのコストの面からいつても太刀打ちはできないと、こゝろいわれてゐる。ですから、日本商品の競争し得るような地域的な限定というのはインドから

こちらだと、こゝろいわれております。そういたしますと、貿易の振興を唱えましてもおのずから非常に制限を受けるわけにございします。ただ太平洋一つ隔てまして隣國のアメリカでございまして、ああいつたような日本品の排斥をしておりますし、また地球の裏側の南米あたりはあの通りであります。そういたしますと、實際これは抽象的なお題目ではなくて、具体的にどうやって貿易の振興を進めていくかというところについては、やはり企画庁の私は領分だと思ひます。そこで今行き詰まつておりますところの貿易の具体的な進め方等も、國民は貿易振興といひますと、何かヨーロッパあたりでもノルウェーあるいはスカンジナビア半島あたりでも日本商品がどんどん伸びていく、いかにも貿易が非常に伸びていくような錯覚を持ちがちでございしますけれども、實際はそうではないわけなんです。ですから、ですからどうやってほんとうに具体的に貿易を振興されるか、企画庁長官として一つ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 貿易が結局において……、アメリカのような場合は国内消費というものに相当重点がある。日本の場合は国内消費、国内で売つたり買つたりしておつては経済活動の幅というものがきまつてしまつてわけです。輸出貿易によつてやはり経済活動のスケールが大きくなる。ことに原料とか食糧まで輸入しなければならぬ日本として、輸入を確保する意味においても貿易、ことに輸出貿易の占める日本経済に對する比重は非常に重いと申します。輸出振興を唱へることはこれは絶えず、日本としては大きなやはり輸出振興というのは、経済政策の重要な題目の一つである、この比重は變らない、こゝろ思ひます。これは日本の貿易には二面性がある。やはり先進國に對しては高級雜貨のやうなもので、アメリカ、欧州、あるいはスカンジナビア諸國などもその中に入るわけでありますが、とにかく日本は何と申しますか、たとえばトランジスターのやうなものを考えてみても、ああいうものはやはりなかなか手先も器用だし、日本の方が価格の点においても品質の点においても、これは確かに向うが太刀打ちができません。あるいは織維商品でも高級な品物、あるいはまたいろいろな、何と申しますか、まあ高級な多少郷土性を帯びたやうな雜貨類、まあいろいろあると思ひます。そういう点はやはり伸ばし得る余地がある。アメリカのようなああいう國といふものは、やはり國民の消費の伸びといふものは非常な勢いで伸びてゐるわけでありましてから消費力を持つてゐる、購買力を持つてゐる。そういう点ではやはり市場の調査あるいは日本の意匠とかデザイン、いろいろな点で研究を加えて、そうして宣伝といふことも必要でしょうが、そういう方面において販路を擴張していく、ジェットロなどもやはりあれも貿易の機關にもこれを強化していつて、ただそのときとだけではないに、絶えず日本は市場の動向も調査し、日本の国内における輸出企業の体制も整備して、いわゆる購買力を持つた國——カナダの例をとつてみても、東南アジア全体の國民所得に匹敵する、カナダ一國で、これは非常に購買力を持つてい

る意味において、そういう先進諸国も貿易の対象としてはなかなか日本は無視できない。そういう点には高級の雜貨類を伸ばしていく。それから後進諸国はどうしてもこれは機械類であるとか、あるいは機械工業製品、化学工業製品とかいう、今度はまた先進諸国と違つた形の貿易が後進諸国には、それに向うがほしいものがいろいろある。あるし、日本もまたそういうものを売り込みたい。先進国と後進国との二面性を日本の貿易は持つてゐる。後進国はそういうものを賣りたいといつてもなかなか外貨もないのでありますから、延べ払いとか、クレジットとか、こういう長い目で後進国の工業化に対して日本が協力していく、ただコマーシャル・ベースではなかなか向うの外貨がないわけですから、そういう点で今言つたような貿易条件を緩和した形で後進国の工業化を日本も助けていく、東南アジアに対する政策はまさにこういう政策をとつてゐるわけです。こういう点においては、日本の機械工業という面については、これは価格も雜貨類については安いといわれても、機械工業や化学工業の製品は國際的物価水準だとは思われませんが、やはり二割くらい高い。こういうものに対して、國際競争力を持てるような、また機械の品質をそれ自体もいふようなものを作るように日本の技術水準といふものを高めて、後進国に対しては今言つたような製品を向けていく。こういう二面作戦で、しかもそれを現地のいわゆる市場調査とともに国内における輸出産業の体制を整備していく、この両面から輸出の振興をはかりたいといふのが、非常に大事な話でございます。

るけれども、考えておる貿易振興の基本的な考え方でございます。
○大竹平八郎君 今の問題に関連をしますが、私は具体的なことを、これは通産大臣にお尋ねしようと思つたけれども、基本的な問題のようでございますので三木長官にお尋ねするんですが、先ほど来から後進国、ことに東南アジアの貿易といふことが非常に問題になってゐる。日本の貿易地域と申しますか、米国、ヨーロッパ、あるいは共産圏、あるいは後進国としての東南アジア、これは大体四つに分けることができるのであります。東南アジア貿易と申しまして、これは数字をもつて一つ示しますと、大体タイにいたしまして、それからインドネシアにいたしまして、非常に日本の方で御承知のように出超になつてゐるのではありません。昨年のごときはインドネシアには六千九百万ドルも売つておる。また輸入は約三分の一にも達してないかつたし、それからタイ自身を見まして七千万ドルの輸出で、輸入は三千万ドル、台湾はもうはるかに輸出超過であります。それから台湾関係は御承知の通り貿易協定によつて大体スینگが一千四百万ドル、ところが現状においては三千四百百万ドルも輸出超過になつておる。これは砂糖の本年度の計画の協定の中に入つております四十万トンなど、これから積み出しが始まるのだから相当、三千四百百万ドルからスینگ程度に減るかどうかわかりませんが、かなり減ることは想像されるわけです。そういうわけで、日本の東南アジア貿易といふものはやはりどういふものを買つてやるかといふことが一番根本になるのじゃないか、實際問題として、ところが今申し上げたような国は、主として大体米の産地が多いわけでありまして、中共、韓国、これはいわゆる準内地米ですが、それから外米としてビルマとかタイとかいふものがいわゆる日本としてはななるべく米は買いたくない。それから台湾一つにしましても、ことしの、これは金額で表示されてゐるのですが、大体二千三百万ドルといふことになつておるのですが、台湾ももつと売りたい、これは大体十五万トンだと思つたが、いま五万トンは足りない。それから日本は米はほしくないが砂糖の一番大きくて買いたい。ところが砂糖の一番大きくて買いたいのは台湾で、台湾は大体四十万トンの、では日本としてはあと五万トンのでも七万トンでも買いたいといふのだが、實際問題としては、御承知の通り東南アジアがいろいろ不況々々といつても、フィリピンとかベトナム方面の状況を見ると、むしろ非常に最近の消費が進んでおりまして、日本からの輸出が非常に多いといつて、日本から砂糖を出して、なかなか向うはせいぜい売つても二万トンかそこらだ。インドネシアでもそういうような状態なんです、これは日本の対内政策の上からいふと、農林省といふものががんばつて、こういう国は主として米といふものが中心になるのですが、米はなるべく一トンでも買まい、こういうことがなる。そこで非常に東南アジアの貿易が阻止されてゐるという感じが

あるのであります。通産省の立場と米の原局としての農林省の立場といふものは、そういう意味においてあるいは対立をするような状況にもなる。こういうようなときに政府としてどう一つこれを進めていくのかといふことについて、一つお考えをお聞きしたいと思ふ。

○國務大臣(三木武夫君) 今御指摘のようにな東南アジアは非常に建設の途上にあるわけでありまして、建設資材のごときもやはり需要は大きいわけですから、そういう意味においては、日本はできる限り東南アジア諸国から物を買ふといふことが必要だと思ふ。そうでなければこれは焦げつきになつてくるわけですから、それから単に買ふといふだけではよく、できるだけ現地に於いて輸出のできるような産業を起すことに対して日本が協力する。たとえばインドネシアにトウモロコシをもつと増産のできるような方法を日本が講じて、そうすれば日本は飼料として相当買ふわけでありまして、砂糖のごときもそういう形において、できるだけキューバなどあつた地域ばかりに片寄らないで、アジアの地域からも買ふようにする。とにかく物を買わなければ、東南アジアといふものはクレジットといつても、なかなかその支払い能力といふものは産業的にできてこない。やはり問題が起つてくる。こういう点は確かに日本の大きな東南アジア経済協力の課題である。ただ買ふとかクレジットばかりじゃなしに、向うが輸入力、輸出力を持ち得るような産業を現地に育成することに日本が協力するといふ、確かに、御指摘の問題といふものは東南アジア経済協力の大きな課題である。これは政府としても検討を加えておるのです。そういう方向に向つて東南アジアの購買力の一つの産業面から起すような方向にもつていかなければならぬ、御指摘の点は同感であります。政府もそういう方向で今後検討を加えて参りたいと思ひます。

○阿部竹松君 さいせん御質問申し上げたあの石炭の件ですが、前回の委員会でも石炭局長は九電力会社に引き取つてもらうように大いに運動してありますが、話し合ひをしておりまして、どうもその話がお話ございましたが、どうもそれは危いではないですか、という話もまあしたわけですが、きわめて自信があるような御答弁をいただいて喜んでおつたわけですが、しかしその後どうも電力会社があまり引き取つてくれないといふような状態が起きているやに承つたのですが、これは石炭局長いかがですか。

○説明員(橋詰誠明君) 電力会社と石炭業界との話し合ひは、大体先週一応の妥結に到達したのでございますが、従来電力業界では、三月末の貯炭を大体百五十万トン程度、それが適正貯炭だといふふうに言つておつたわけですが、それを今回大体倍の三百万トン程度まではとにかく持ちまして、といふことで話がつきまして、大体一年間に今の計画では千二百万トン程度電力業界で引き取るということになつております。ただ最近御承知のようにまた雨が相当降つておりまして、すでに電力会社の貯炭は四百四十万トンございまして、それでこれは電力会社の従来の貯炭場の能力が三百三十万トンとか何とかいふのであります。非常に無理してとにかく積み上げるだけ積むといふ

ことのほかに、三十万トンばかり山元に預け炭という形で、金は払うけれどもしほらく山元に置いておいてくれ、あるいは坑所の石炭業者の貯炭場に置いてくれという格好で、とにかく電力会社は所有権が移ったというものの三十万トンばかりございまして、大体今のところ物理的にこれ以上置けないというところになっておるために、やむを得ず、ある程度確かに荷動きは減つておりますが、基本ラインといたしましては、今申し上げたように、従来言われておった正常貯炭というものの倍までは、経済的に、はなはだ不合理なあれですけれども、水でもうかつておることだし、石炭業界のために大いに応援しようというところで、われわれとしては現在の状況のもとにおいて望み得るほとんど九五%くらいの目的は、電力業者との間では達し得たのじゃないかというふうに考えております。

○阿部竹松君 本年の五月の二十九日ですか、このところ通産大臣は高橋さんでなかつたように記憶しておるのですが、五月二十九日の経済閣僚懇談会で幾つかの対策をきめてございすね。その幾つかの対策の中に、市中銀行から地方銀行まで含めて、いろいろな、とにかくこの対策の中に銀行の金融機関を動員して、何とか突っかい棒をしようというふうな項目も入つておったわけですね。その後やはり閣僚懇談会の決定に基づいてやつておるとは思ふのですが、しかし北海道九州においては業者の話を聞くにあたり成果があつておりませんという話なんです。その点こそ、もう一点は、昭和二十八年石炭界

が未曾有の不況に襲われて中小炭鉱買い上げという問題が出てきたわけですね。そのときにまあとにかく、名前はつきりわかりませんが、石炭産業合理化特別措置法案ですか、そういう法案を作つて、三百万トンの中小炭鉱の山を買い上げて本年までに三百六十万トンですか、大体法の定めるところまで買つたわけですね。合理化法も国会で修正されたのです。しかし今その申し入れしているのは、七十万トンに該当する山が三百万トンからカットされておるわけですね。しかし何とかなりませんかという運動をしておるやに承つたけれども、しかし法の定めるところですから、これは石炭整備事業団でも何ともならないというふうなことでございす。不況がきたのだから、七十万トンに該当する山をまた買つてもらへば何とかなるという意見も出ておるわけですね。それから整備事業団というふうなものがある関係のためにまだ残つておる。そしてそのとききめたルールの中には炭鉱経営者に貸してある金利も安くしまして、従つて買い上げ分の代価は安くした金利の分から出しまして、十八円五十銭と十九円五十銭というところでやつて今日に至つたのですが、その七十万トン買い上げ申請をしていられる山と、それから現在石炭業界が置かれていられる立場と、そういうものを総合判断して銀行金利はまだ打ち切つておらぬでしよう。それをどういうふうな処置なさるのか、まあ整備事業団は全部解散してしまふのか、それだけちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(通産省) この五月二十九日閣僚懇談会で貯炭融資の話がきまりました。金融界の要請を求めましたのは大体九月の末に当時の予想では業者の貯炭が四百二十万トンになろうというところを予想いたしまして、その四百二十万トンの貯炭を石炭業界で持てるように十分な金融の措置をやつていただきたいということを要望したわけでございます。それを一応金額に換算いたしますと九十三億になるというところで、大体九十三億ということでは四百二十万トンの貯炭が今のままではできやう。これを十分な金融をつけやらないと下期に下降する際に非常にたがくというところで、金をつけやろうというところであつたわけでございますが、それが先ほど申し上げましたように、九月末大体四百三十万トンの貯炭を石炭業者は現在持つていられるわけですね。そこで、それから申し上げますと、大体四百二十万トン持つてゐるつもりですが四百三十万トンで、十萬トンよけい持つたわけですが、これが結果的には一応それだけ持つて金で金融機関から流れていった結果でございまして、貯炭融資につきましては非常にうまくいつてゐる、そういうふうに出ておられます。

それからもう一つ事業団の買い上げの問題でございますが、それは御承知のように当初三百万トン非効率炭鉱買い上げということでやつておりました。が、ことしになりましてその目標を改訂いたしました。七月三十日の石炭産業審議会に諮りまして、三百三十万トンまで一応ワクを増加することにいたしました。そして大体三百五十万トンは今年中に、残りの十五万トンは三十四年度になつて大体買い上げの契約をするというところにならうかと存じます。なお、この三百三十万トンのワクをさらに大幅にふやしてくれといった要望が中小炭鉱等から出ておることは事実でございますが、しかし石炭業界が要請されております一番大きな問題は、いかにして石炭のコストを安くするかというところが片一方にあるわけでございます。今、阿部先生の御指摘のように、それは開発銀行から借りておきます金、これは六分五厘で、一応本来ならば九分のところを六分五厘しかけは今の炭鉱買い上げのための資金にこれは充當するということをやつていられるわけでございます。ところが大いに国家資金等を投入して石炭のコストを安くすることのために低利で貸さなければいけません。低利で貸すということになつてゐる。ただ俗な言葉で言つてピンはねみたいな格好でそちらへ回していくことでございすので、これは実は三十五年の八月までというところを続けることになつておりますが、こういう不況になればなるほど石炭というものはやはり自分自身が力を強くしなければならぬ。そのためには長期低利の金で根本的な合理化、あるいは縦坑の開発というのをやらなければならぬという要請もございす。の、将来の石炭をいかに安くするかという問題と、それから現在の、お話をございまして非効率炭鉱をもう少し買い上げることによつて、石炭業界全体の体質改善をはかるということ、これをどういうふうな調整して最後の決を下すべきかということにつきまして、これは目下検討をいたしておりますので、いづれ必要があれば石炭産業審議会というふうなところにも諮つて、何らかの結論が出されると思ひますが、今のところ二つの要請が相矛盾するといふような格好になつておりますので、それはどういふふうな調整点が見出されるかというところを事務的に検討してゐるという段階でございす。

○阿部竹松君 それは石炭局長、矛盾しておらぬですか。それは全く同じなことです。大企業、石炭業者と中小企業の石炭業者の意見が、やはり二つの面からあなたのごところに集まつてきて、あなたの方は苦慮なさつてゐる。私は思ふんです。ただその石炭政策というよりも、国家の基幹産業、経済政策の一環としてやられてゐる。出たところ勝負で日本の政府がやつてゐるものですか。景気のいいときはほとんど頼りなさい。景気が悪いなら頼りは安くて外国に持つて行つても貿易振興だといふ、こういうふうなことをやつてゐるものですか。これはその石炭局長の責任でないことはよくわかります。ただ事務的にあなたの方が一番詳しいと思ふので、大臣でなく、あなたに質問するが、そうするとその三百六十五万トン買ったのにおりして三百三十五万トン買え、そういうふうになる、審議会が議論をして今七十万トン買つてくれといつて申請があるわけですね。そうすればナンバー・プレーを打つて漸次買い上げるといふことを、審議会が勝手にできるのですか、あなたの御答弁の趣旨からいへば、あなたの御答弁の趣旨からいへば、あなたの資金は、先ほど申し上げましたその二分五厘のピンはねのほかに、各炭鉱から御承知の通り一トントニ十円ずつ納付金を取つてゐるわけでございます。この納付金は石炭産業合理化臨時

るのですから、そうすると、三十五年八月というのを改正をやつて、三十六年八月にして、一トン二十円をもう少し経営者、炭鉱業者に出してもう少しというお考えはないかどうかということになるんですがね。そこで、僕の言う七十万トンは、三十五万トンはあなたのお説でよくとわかつた、あとの三十五万トンは、あなたのお説では、これは全然法律以外の問題で救済する余地はございません、それは確かにあなたのおっしゃる通り。しかしこのような状態だからあとの三十五万トンを法の延長というよりなことによつて処理する、というお考えはないものかどうかというのを聞いています。

○国務大臣(高崎達之助君) ただいまの問題は石炭鉱業の根本的な問題でありまして、私どもの方の考えではやはりこの際思い切つて抜本的に指導をするという必要がある。それにはやはり現在中小炭鉱は当然採算のとれないものを無理をしてやつておるというところに無理があると思ひますから、そういう点はよく詳細調べて、許す限りにおいて買ひ戻すという方針をとつてゆきたい。こう思つておられますが、できるだけ阿部君の御意見のように検討してゆきたいと思ひます。

○阿部竹松君 できるだけ買ひ取るといふても、今石炭局長と話し合ひをやつておるうちに、とにかく法律によつて三十五年八月でこれは法律が買ひ取る方はバーになつてしまふんですから、そうすると、いかに大臣が努力すると言つても、法改正やつて三十六年あるいは三十七年、ここまで延長しますという事になれば、銀行利子を負

けてもらつてゐるから、負けてもらつてゐる分を出してもらう、あるいは大手からも一トン二十円であるから、今度は十五円に負けてやるといふことになれば、それで出すといふことになりまして、大臣のお話のような説になりませんが、今のままで黙つておれば、それは五トンや十トンはふえたり減つたりするでしょうが、全然大臣は場当りの答弁をやつても、實際問題としてそういうことにはならぬ。ですから努力しますとか御期待に沿ふようにしますと言つても、厳然たる金の出道がないといふことは明々白々ですから、それは大臣のお気持はわかりますけれども、とてもここで実施できない、こういうことです。

○国務大臣(高崎達之助君) もちろん何でもございまして、これは実効を期するためには、政府といたしましては業界ともよく話し合ひをつけ実情をもつと調査して、果して七十万トンが正しいものだといふことになれば、それにつきましても法の改正を要すべき点は法の改正をしてやつてゆきたいと思つておられます。

○相馬助治君 石炭界の不況を救済するといふことに關して、きわめて幼稚な事をしつゝしつゝの意見ですけれども、一つ申し上げて大臣から見解を承わつておきたいと思ひます。これは具体的なことでありますから都合によつては石炭局長の御答弁でもけっこうです。

この夏北海道の石炭山を視察したときに、私はしつゝとすからしつゝとなりの質問をして、石炭をどうして掘つてゐるあなたたちが何が一番困つた問題かと、こう聞きましたところが、

掘つた石炭が完全に売れるが売れないか、という心配のあることが一番大きなことである、こういうことを申したので私もなるほどと思つたのです。別に私あの関西方面の火力発電所を視察いたしましたときに、当時政府の指導によつて重油を使つて火力発電をやつておられます。しかし国の指導によつては、石炭をたいて発電もしなければならぬといふことも見越して、重油から石炭に転用することも予想のものとこれは設計されておられます。しかし望ましいことは能率的に重油をたくこととすると、こういう説明を聞いたよりに記憶するのです。これは技術的にどの程度にむずかしいのかどうか私はわかりませんが、こんなに石炭が不況で困つてゐるという事になれば、やつぱり石炭を処分するという方法を考えることが一番大切だと、素朴にこう思ふのです。たとえばこの間の繊維の不況対策でも、何とかこれを売るといふことを考える以外に手がなないといふことに結論づけられるように、石炭も何とか国内需要で一つ十分使用するといふことを考えることが大切だと思ふのですが、具体的に火力発電所なんかのように重油を使つてゐる所、ないしはディーゼル・カーなどといった重油を使つて汽車を走らせてゐるといふふうな強力な指導でもなさつてゐるかどうか、また将来この問題についてどのような構想がおありになるか承わつておきたいと思ふのです。これはあなたの方のやつてゐることに私批判があるから聞いているのではなくて、全くわからないから、かくあることが望ましいと思ふのでお尋ねしてゐるのです。

○国務大臣(高崎達之助君) もう石炭といふは、すべての産業が自分の作つた製品が売れるか売れないか、という事は一番の大きな問題であります。特に石炭のごとく急に減産をすることできない、一応設備をしたものはその人員の上からいつても、設備の上からいつても減産ができないところは、自分の作つたものを売るといふことは非常に重要な点と考へてゐるのは当然なことと思ひます。政府といたしまして、石炭の消費についてはできるだけ長期の契約をさせて、安心して石炭が掘れるようにしていきたい、こういう方針で進んでおるのでありますが、不幸にして本年この当初から大へんな手違ひを起し、大へんな見越し違ひをいたしたといふことは、まことに残念至極に存じます。またそれがために重油の使用を規制するといふことをやるといふことの方針をもつて進んでおりますが、これまた悪いことが二重に重なつたことは、重油の運賃が非常に安くなつたために予想外に値が安くなつた、そうして使用する上から申しましたも、電力業者のごときは重油を使つた方が値が安くつく、その上に使ひやすい。こういうことですから、重油と石炭とが共用になつてゐるものは、だまつておけばみんな重油にいつてしまふ。こういうふうな心配がありまして、これは政府といたしまして、できるだけ石炭を使うように、重油規制の法規と相照らしまして使用者に警告を加えておる、こういうわけであります。一方重油がある程度輸入を制限していく、これは外貨をセーブす

る上におきましても必要であるのみならず、石炭鉱業を安定せしむるという上において、また今後エネルギー資源のだんだん不足するものは重油によつて補つていかなければならぬ現状から申しまして、その重油を規制することによつて石炭の消費を安定せしむるという方針をとつていきたいと思ひます。本年も下半期における重油の輸入をある程度切りまして、石炭に換算して百万トンの重油だけは予定よりも外貨の割当を減らした、こういうふうな方針で進んでおるわけなのであります。また今後その方針を進みたいと思つておられます。

○阿部竹松君 その輸出の件ですが、高崎大臣の輸出振興という言葉に食いつくわけではございませんけれども、とにかくあなたの方の御方針で、本年三十一億五千万ドルの数字は、二十八億五千万ドルですか、そういうふうな切り下がつてしまつた。しかし切り下つたのはやむを得ないでやつてゐる、やはり日本がひとり貿易をやつてゐるのではないから、これは見通しを誤まつたなんと言つても始まりませんから、まあそれはそれでいいとして、ほかの入つてくるものと出るものと、黒字にするために入つてくるものは絶対に必要なものでも無理にストップする、それから出ていくものは安からうが高からうがどんどん出して、無理に帳じり合せてゐるというのをいわれたいのです。これはほんとうに一体どうなんですか、この点をお伺いします。

もう一点は、今、石炭ですが、日本の国は通産大臣御承知の通りに、大体二百余億トンあると言われていますすけ

れども、はつきりボーリングしたところでは五十五、六億トンしかないわけですね。はつきりわかっているところでは、まあ二百億トンというのは誇大な数字だということですから、そうすると、あなたの方の党でおきめになった将来の燃料政策——昭和五十年までに石炭に換算して二億四千万トンの熱力ロリーが必要だ、こうおっしゃっておるのです。昭和五十年になると……。

そうすると、五十五、六億トンしかない石炭を、これは魚とか何とかであれは腐ってしまうけれども、地下資源は日本は乏しいのですから、そういう地下資源をとかく外国に一銭でも安く売るといふことはむちゃくちゃだと思ふのですよ。外国に売ることによつて国内のバランスがとれるから、国内のコストは下がるということになつて、日本の最も大切な地下資源を安くたぐのは外国であつて、日本人は高いものをたかなければならぬ、こういうあなたの方の政策の失敗から日本国民がえらいばかを見る、こういうことになりはせぬかと、僕はそれを心配しておるわけですよ。それから一方、炭鉱会社がつぶれようがつぶれまいがそれは第二の問題として、炭鉱に膨大な人を集めてきて今度つぶれてしまふ、そうすると一体労働者はどうしてくれるのです。これは労働大臣に聞けとおっしゃるでしょう。しかしあなただつて責任がありますよ、僕は責任ないとは言わさぬ。これは倉石忠雄さんと一戦交えてこいとおっしゃるかもしれないけれども、これは繊維もそうですが労働者はえらい迷惑ですよ。会社は赤字でもうからぬから今度は株主配当はできませんぐらいで、食いとめることはでき

るかもしれません。労働者はどうにもならぬ。しゃくにさわつてストライキやれば炭鉱労働組合けしからぬとおっしゃるし、立つ瀬がない。あなたの方の政策の失敗で、昭和五十年に二億四千万トンの石炭が必要ですよとおっしゃつておる、これは全然でたらめです。そんな経済政策は僕らでもやつてみせますよ。(「もつともうまくできるよ」と呼ぶ者あり) そこまでうぬぼれてはおりませんが、(笑聲) これは僕はほんとうに高崎さんにずばりと聞きたいのですが、将来の日本の産業はこうあるべきだといふ手本を、あなたが一つ内閣総理大臣岸さんに示してもらわなければ困るよ。あの人は聖断する、鬼畜米英なんと言つて、今度は民主主義の原理なんと言つてわれわれに教えている。あの人は鬼畜米英、聖意だと言つてやつた人です。ああいう人ではお話にならぬけれども、少くとも自民党の良識を持つて高崎さんがそんなでたらめを言つてもらいたくないです。

○国務大臣(高崎達之助君) 長期経済計画を立ててみると、昭和五十年になると日本のエネルギー消費量は、ただいまお話のごとく、石炭に換算して二億四千万トンになるわけなんです。ごさいます、と言つてそれを石炭でまかなうことはむろんできないわけでごさいますから、それは石炭はどの程度に採掘していくというところが永続性があり、そして合理的であるかというふうな数字を考へて、そして大体その二億四千万トンの石炭に相当するエネルギーの要るようなときには、石炭は七千二百万トンにもつていこうじやないか、こういう数字を出して、それで

第一年がことしだったのです。それで五千六百万トンという数字が出るが、それが頭を打たれて五千万トンがふうふうになつておる、こういうふうなのが現状なんです。ごさいます、それで七千二百万トンが五十年でいいか悪いのか、こういう問題はもつと深く掘り下げていかなければならぬ問題なのでございしますが、実際の今度は石炭の埋蔵量といふものはある人は二百億トンといひ、ある人はこれを五十億トンといふくらい大きな違いがあるがごとく、私は今後石炭といふものは海底の探鉱をして炭田でなくて炭海といふことになつてきたときには、ある相当な数字は期待できるというふうな気もするわけでありますから、それだけの先のことを考えますと、今昭和五十年に七千万トンの石炭を掘るといふことは必ずしも無謀な数字でない、こう思つておるわけでごさいます、なお今後のそれから後の問題等につきましましては、十分将来における日本民族の発展と、それからエネルギー資源といふものと考え合せて考えていきたい、こう存じておるわけでごさいます。

○阿部竹松君 産業政策です、あなた筋金入れませんかという……、これじゃ話にならぬから。

○国務大臣(高崎達之助君) むずかしい問題でございしますが、大体まあそれくらいで……。

○相馬助治君 議事進行。阿部さん質問中ですからこの問題が一応終つたら、実は通産大臣にこの間の繊維不況問題なんかについても質問があるけれども、そう盛りだくさんでもどうにもならぬと思うので、私は質問を手控えておるのですから、一般通商行政問題についてはこの辺で打ち切つて、予定していた法案の説明等があつたらばそれを聞いて、そしてまあ何分の、時間にはあがるように委員長において議事進行をお願いしたい。(その議事進行に反対)と呼ぶ者あり)

○委員長(田畑金光君) 速記をやめて。

(速記中止)

○委員長(田畑金光君) 速記を起し。

○小幡治和君 それでは繊維不況対策について前委員会において、実は大臣が御不在であつたので政務次官並びに繊維局長にお尋ねいたしましたんですが、どうもその答弁が満足する程度ではありませんで、どうしてもこういう問題は大員みずから一つ御答弁願いたい。次の委員会にそれを一つ大臣にお伝えして大臣から御答弁をお願いしたいというふうに私から申し上げておきましたし、また委員長からも特にそういう付言もあつたと思うのでございしますけれども、大臣御承知でございしますか。まあ簡単に申しますれば繊維の買い上げ問題について、前のこの委員会において、もし予算が余つたならば今の総計三万五千台というやつを、ある程度予算の範囲内で台数を減らして、単価を上げるというところも考へ得るというふうな御答弁があつたんですが、あとでまたこれが衆議院で訂正されたというふうなことも承りましたし、われわれとしてはあくまでも業界の実態というものを見て、一つ大臣のこの委員会における御答弁というものを尊重して

いただいて、善処して考へていただきたいということが一つ。

それからもう一つは前から大臣がよくお話に相なつておりました、その買い上げの場合の業者負担のお金を長期低利の資金で一つ貸して、そして今日不況下にあえいで困つておる業者の負担といふものを軽くしてやろう、といふことを言つておられたんですが、それも伺いましたところ、まだきまつていないんだというふうなことで、私はがっかりいたしましたような次第で、それが第二の問題。

それから第三の問題としては、かねがねから大臣に私からも、またほかの同僚委員からも御質疑申し上げて、大臣が一つ努力するとおっしゃつておりました、いわゆる賠償物資にこれを持つていくというふうな問題、あるいは延べ払い方式、あるいは円クレジット設定の問題、あるいはパターンの問題、そういうふうないろいろのことを考へて、そして東南アジアとのこういう繊維の取引といふことを増進せしめると、そして滞貨を処分していき、通常の繊維業界に戻すといふことを努力しつつあるのだといふことを、もう一年以来いろいろお伺いしておるのですけれども、その点についてもお伺いたしましたら、さっぱりその点は成果は上つてないのだというふうないろいろなこと、どうもこの前の委員会においては非常に失望をいたしたわけなんです。実はこの前の委員会におきましては、われわれ当委員会において繊維業界の各業界の代表者及び労働組合の代表者の人たち五、六人に来ていただいた公聴会を開いて、繊維不況の問題についていろいろ論議もいたし

思つておつたのですけれども、どうもまだのように聞いておりますが、これは今度の年末金融とあわせて考えられるのですか、そういう点を一つさらにお伺いしたい。

○国務大臣(高崎達之助君) 現在の情勢におきまして、それでは集まらなかつたときはどうするのだと、こういうふうなことにつきまして政府の方針を申し上げるということとは、かえつて事態を混乱せしめるわけでございますから、今その点についてお聞きでございますすれば、政府が閣議できめた点をお堅持していくのだと、こういうことをお答える以外にないと存じております。

それから、金融の道を講ずるということとは、これは年末金融につきましても相当考慮したようなわけなのでございます。その他災害等もいろいろ起つ

て参りまして、中小企業金融公庫なり商工中金についての金の回り工合がどういうふうになっているかということも、まだ現在はいきりいたしませんから、ここで必ずそうするということはお答えできませんが、私はある程度どうしても業者負担の分については、政府としてはできるだけ一つ考慮を加えていきたいと、こう存じておるわけなのであります。

○島清君 貿易の問題について大臣に御答弁を願いたいと思いますが、先ほど基本的な全般的な貿易政策ということについて三木さんにお尋ねをしたとき、お答えは非常に抽象的のごさいますして、もちろん満足する答弁ではございませんでしたが、そこで具体的な問題といたしまして、たとえばメキシコあたりから綿が入ってくる。聞くところ

わけてあります。

○小幡治和君　そふすると、結局織機

の
一
台
当
り
の
値
上
げ
の
問
題
に
つ
き
ま
し

ては、今閣議決定の直後であるからで

きないと、しかし現実の問題としてや

はり申請も少かったと、最後の予算を

終結するときに、年度末になつてやは

り少かつたと、そして実際の実効を上

げ得なかつた、それがやはり業界の実

情であつたという場合には、一つある

程度の善処はできるといふ余地は大臣

も残しておいただきたいと思いま

すが、それは残しておいてあるように

解釈してよろしゅうございますか。そ

れと、もう一つは、その買い上げの問

題と、今度は業者の負担の問題は別個

なんで、業者負担は、要するに、その

他の残っている業者が負担する一台当

り一千万円の問題なんです。残ってい

る業者も今非常にこういう不況で困つ

ているときなから、それも長期低

利で考えるということで、実を言いま

すと、中小企業金融公庫なり、また商

工中金なりで、そのことについて年六

分五カ年というふうな案も出ておるよ

うに聞いておるわけでありませうけれど

も、それは一体どうなつておるのか。

私は、もうこれは決定して、そろそろ

工作をやられているのではないかと

100

ろによりますというところ、かなり高い率でこちらの方に輸入しておる、向うの生産高の八割くらいを日本が買っておるようでございますが、メキシコにとりましては、日本が非常に上等な得意先なわけでございますが、しかしながら、その買付の方法が、業者の個々の意思によつて買付をしておりますので、日本の輸出市場として非常に有望でありながら、そういうたような、日本品は輸出されずに、向うの綿だけが輸入された、こういうことの実情のようでございますが、私は、幾ら念仏を唱えて貿易振興を宣伝してみたところで、實際貿易をやっております通産省が、綿を買つてやるかわりに日本商品を幾らでもその限りにおいては売れるような市場に手をつけないでおられて、そうして貿易振興だと言つておられるということについて、非常に努力の足りないさを感じるわけですが、具体的に、メキシコから私たちが綿を買つておる、しかしながらそれとリンクするといえますか、パートナーといえますか、輸入と結びつけば輸出がうんと伸びるところを、そのまま放任されておると、こういう実情に對しまして、当然に、通産省から派遣をされております商務官ですが、これから現地の報告を受けておられると思ひまするが、こういふような努力の余地のありますところに対して、いかような努力をされるおつもりでございますか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 私はまあ詳しいことはよく存じませんが、それから、通産局長からお答えしてもいいと思ひますが、メキシコの綿というものは、存外値が安いのでございまして、あの

リカの相場を見て、それから何割何分
 というような値段を建てるようであり
 まして、比較的メキシコから綿を輸入
 するということは、日本のために有利
 であるということになっておるわけで
 ございまして、自然その綿の輸入がふ
 えてくるということになっております
 が、これは島さんの御意見のごとく、
 それだけ買っているのだから、できる
 だけ日本のものを買えと、こういうこ
 とは言えと私は思っているものであり
 ますが、そこらの点につきましては、
 好むと好まざるにかかわらず、将来
 どの国でも、今日はパートナーのよう
 な意見がお互いに存在するわけであり
 して、こつちのものを売りたいなければ
 向うのものを買つてやる、向うのもの
 を買えばこつちは売るといふことに
 持つていきたいと、こう存じておるわ
 けであります。ただし、とつびに値段
 の安いところがあると、そうはいかぬ
 と、現にキューバの砂糖のごときは、向
 うは何も買つてくれないのですが、あ
 るその砂糖は安いものですから買つて
 おる。そういうところがあるもので
 ございますから、そこら辺のところ
 は、やはり輸出と輸入というものをに
 らみ合せて、ある程度向うのものを
 買えばこつちのものを買つてくれる
 と、こつちのものを買つてくれれば
 向うのものを買つてやると、こうい
 うやり方をいたすべく努力をいたし
 たいと思つておりますが、幸いに通商
 省といたしまして、今回予算をちよ
 うだいたしましたして、ジェトロの機
 能を拡充いたしましたものですから、そ
 の辺のところをよく取り調べて、実行
 に移したいと考えておるわけであります

と、こう見ております。

○島清君 大へんお言葉を返すようで恐縮でございますけれども、そういう御答弁でございますと、三木さんの答弁と同じようになってしまっていますので、ただ、そうできない、そうやらない実情があるわけなのです。と申し上げますのは、今業者が個々に買っているわけですが、日本の輸出と輸入と結びつけるということになり出すという、あるいはもう少しは綿の方が高くなるかもしれませんが。貿易業者の利益というものが薄くなるわけでございします。なるほど、業者は安い綿を入れておりますから、同時に個々の業者は利益するわけです。しかしながら、入れる品物と結びついていないわけでありますから、国家としては利益にならない、こういうことなのです。そこで、通産省が、何か知らないけれども、そういうたような輸入業者にあやつられて、国家意思を伸ばすことができないのじゃないかということが、私が大臣にお尋ねをしたという具体的な点なのです。ですから、繰り返して申し上げますと、国家の意思で輸入するのだから輸出もしてくれ、メキシコも買ってくれというようなことになりまして、それは少しは綿が高くなるかもしれませんが、そのかわり業者は反対するでしょう。そうすると、それを押えますと、通産省は、なるほど業者の代弁者じゃないのだ、国家意思に基いて貿易行政をやっている、こういうことになるわけですが、それができないのです、今通産省は、それを私

はお尋ねをしたいわけですが、

○國務大臣(高橋達之助君) 私は今、島委員のおっしゃった説につきましまして、できるだけ、やはり多少高くついても、これはこれらの物を買わすということが大事だと思ふ。それは国家の意思に従つてやつていくように貿易を進めたい、こう存じておりますが、今、貿易業者が、単にもりかゝるだけだといふふうな考え方は相当矯正していくべきだと存じておりますが、現状につきましては、一応通商局の次長も参つておりますから、御容弁いたさせたいと思つております。

○説明員(中野正一君) 今、メキシコの方から相当御指摘のように綿を買つております。従つて、それに見返りに、もう少し輸出を伸ばすべきじゃないか、これについては、全般の貿易振興の一環といたしまして、メキシコに対する輸出の振興ということとは、いろいろな方法で實際やつております。ただ綿の輸入に直接結びつけて物を出したらいいじゃないかということになります。これはいわけゆる御指摘のようになります。これはもうこの間になるのでございますが、これは綿を使ひます紡績業界全体として、紡績業界の方としては、できるだけ安い綿をどこからでも自由に買ひたいという要求がございます。して、パーターでやるということになりますと、どうしても今御指摘になつたように値段が高くなるというふうなこともございまして、全体の原綿の予算のうちでどの程度をパーターの予算として組むかということは、これは通商局と政府の方でいろいろ相談いたしまして、外貨予算できまつております。

もパーターを認める、こういうことになつておりまして、現在でも、一部につきましては、メキシコから綿を入れて、その見返りに、機械であるとか、そのほかのまだ國際的に競争力の薄いようなものでも出るように努力をしております。今後でもできるだけそういう方向で、メキシコ等につきましても、買う一方でなしに、買っただけのものをまた反対にこちらから輸出するといふようなことに、できるだけ努力したいとは思つておりますが、原綿予算全体の問題に關連いたしまして、それじゃパーターをそうとどんどんふやせばそれだけ、買っただけ物が出るじゃないかといふことになります、これにはやはり需要者の方の、綿を需要する方の需要もございます。一定のワクを作つて、そのワクの範圍で原綿を買つた場合には、その見返りの物を出させるような方法でやつてゐるわけであります。

○島清君　今、大臣は、衆議院の予算委員会から要求されたそうでございまして、協力してもらいたいという委員長の御要請がございますので、ただ一点だけお尋ねをしますが、今の御説明は私は納得がいきませんので、纖維問題と關連しまして、次の委員会に質問したいと考えております。

次は、中南米あたりの貿易の關係についてでもそういう例が見られますので、一般的にお尋ねいたしたいと思つておりましたが、そのようなわけでございしますので、ただ一点しほつてお尋ねいたしますと、ブラジルとの貿易の關係はどうになりましたでございしますか。焦げつきといひますか、何といひ

ますかがありまして、大蔵省と通産省が意見が合わずに、それで日本とブラジルとの貿易協定という問題が暗礁に乗り上げておるのが夏ごろまでのあれでございまして、私は旅行をしておりまして、そのブラジルと日本との貿易協定のことにしてはまた承知をしておりませんが、委員会が問題などになりまして、大臣が御答弁になつておられれば、御答弁をさせていただきます。――「取り上げてない」と呼ぶ者あり。委員会でも取り上げてない、そういった事ならば、たとえばブラジルあたりから鉄鉱石などを国際価格よりも安く出しておるわけでございますけれども、これなどもオープン勘定だからして安くしているものであつて、そうでない、日本の大蔵省の考え方というところになりまして、鉄鉱石の輸入などにつきましては、これは向うの方は国際価格より一割五分の値下げをして、協定をしたということ、出さないというふうなあれがあつて、日本との貿易を縮小して、この傾向にもあつたのですが、私は非常にあつたような将来性のある市場で、こういうふうな窮屈なもの考へ方で貿易政策を進めて貿易の振興を唱へるということが、どうもやつぱりつじつまが合わないような気がするものであります。この点について御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) ブラジルとの関係は、御承知のごとく、従前オープン・アカウント勘定でやつておりましたわけでありまして、これをそのままにしておくと、非常にまた貸し越しになるという心配もあり、

また一方から申しますという、国際的な現在の情勢から申しまして、これを現金決済でやらなければならぬというところのために、両方の意見が対立いたしまして、八月末に無協定になるという、こういう問題がありました。そのうち、約一カ月間これを延ばしまして、それでいろいろ両方の間に協定をいたしたのでありますが、最近に至りまして、両国政府の意見が一致いたしまして、今度の協定ができたのであります。詳細のことは通商局長からお答え申し上げます。

○説明員(中野正一君) 今、大臣から御答弁なさいましたように、最近ブラジルとの間に新しい貿易支払の協定がございまして、従来のオープン・アカウントはやめまして、決済はキャッシュというところになつたわけでありまして、その上で大体、年間約四千万ドル以上で買つた日本側が買ひまして、その買つた金で向うが日本の品物を買ひ、こういうことになつております。今御指摘のようにブラジルの品物を日本が、綿花、砂糖、また御指摘のあつたような鉄鉱石あたりの、これは国際的に競争力あるかどうか、いろいろ調査しなければいけないと思ひます。できるだけブラジルのものを先にこちらが買ひ、買へば向う側も日本の品物を買ひ、こういう約束になつておられます。今後ブラジルとの貿易を拡大するためには、どうしても日本側がブラジル産品の買付に努力するという方向に持つていかなければ日本伯の貿易は伸びない、こういう事情になつております。

省の考え方としては、東南アジアなどはブラジルは国情が違ふので、よしんば、それに今はいくけ付きのような形で、取り立てられない、今すぐには取り立てられない売却代金があるけれども、しかしながら、それはもう取れるものであるから、その心配はしない。そこでもオープン・アカウントでもよろしい、貿易を拡大していきうというお考えのようであつたように拝聴しておつたのでございまして、それには大蔵省は頭として聞き入れないので、そこでキャッシュ勘定と、こういうことになつたと思ひますが、まあ大体それだといひます。大蔵省の何といひますか、堅実といひますか、悪くいひますか、けちな考へ方ですね、それで日本の貿易が縮小されていくというところについては、どうもわれわれやつぱり、貿易振興を急願とするものとしては、非常に得心がいかないわけなんです。ございまして、通産大臣は閣内におきましても実力者の五指に数えられる閣僚でありながら、どうして今、岸内閣の貿易振興の一枚看板を、そういうふうな貿易を知らない大蔵省の役人なんかの考へ方に屈服された、と言ふことが悪いならば、説伏されて、そういうこの貿易をこれ以上伸ばされていくという自信がおありなんですか。これからはまあ世界をずつと回る予定なんですか。きょうはブラジルでございますけれども、(笑)そこらの確信のほどを、どうやつて一休貿易の振興ができるかどうか、確信のほどを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) まあ貿易拡大の方針はいろいろございまして、オープン・アカウントを置いておくというところも、これは一つの案でございまして、相手国が経済力があり、将来性のあるところ、間違いないところには、これはある程度の延べ取引をする考えで、焦げつきになつても実行に移すというところをやるべきものだ、私はその根本には思つております。しかしながら、世界の大勢は、オープン・アカウントというものはだんだんやめようじゃないかという形勢になつておるといふことも事実であります。また、それにかわる方法ができれば、必ずしもオープン・アカウントを固持するわけでもございせんので、ブラジルのごとく、まず日本がよい買ひをすれば、向うは買つてくれると、こういうわけでありまして、今回の協定ができましたれば、できるだけ日本はよいものを買ひ、向うは買ひ、これにはまあある程度いけるものと、こう思つております。

○委員長(田畑金光君) それじゃ一つ、他に御発言もなければ、調査事件に關する質疑はこの程度とし、次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案の二案を一括して議題といたします。まず、両案の内容について御説明を願ひます。鉱山保安法の一部改正について小岩井鉱山保安局長。○政府委員(小岩井康朗君) 今回保安法を改正いたします一番大きな点は、昨年九州の東中嶺で被災がございまして、これがたまたま鉱区外に出まして、昔の採掘あとにぶち込んで出水した。これがたまたま監督官が災害数日前に巡回監督に参つておりました、侵掘しておる事実もはつきりわかつておつたのであります。これが帰りました通産局長に連絡し、鉱業法をこれとめたいと考へて、一たん帰つて連絡をする途中に災害が起つたというふうな点の指摘を受けたので、これは法の不備ではないかということで改正せよという国会の方の御要請があつたわけでありまして、ところが検討いたしましたところ、法律の体系をいましては鉱業法でいくべきだ、私どももいってほしいという考へを持つておつたのであります。保安法でももちろんいいけれども、保安法でももちろんいいけれども、保安法でも多少ありましたので、保安法の方で改正をすることにしたわけでありまして、それで今後侵掘をいたした場合に、その侵掘の区域で保安上危険がある、あるいは親鉱区の方に危険を及ぼすというふうな場合には、鉱務監督官あるいはまた監督部長が定めることもできるものであります。危険な場合には鉱務監督官でも定めることができるというものが改正の一番大きな点であります。それから、最近ボタ山の関係で地すべり等防止法あるいは水洗炭業法、そういう新しい法案がございまして、ボタ山の関係をかなり複雑化して参りまして、このボタ山が今非常にむずかしい問題を提起しております。地すべり等防止法におきましては、保守法が適用されないものだけを対象に考へてゐるわけでありまして、従つて、今後、鉱業権者以外のもの、あるいは所有者の全くわからないようなボタ山をどうん作り出すというふうなことは防が

なければならぬ。そこで保安法を改正したとして、ボタ山を譲渡したとしても、放棄をしても、その責任は、そのやりましとときの鉱業権者が負う。また鉱業権を譲渡した場合に、もちろんその譲渡義務が常に絶えず次の鉱業権者に承継されていくというのがこの改正の第二点であります。

それから、この改正しますときに、最近このボタ山に関連して鉱害の問題がかなりあるさうなつて参つておりますので、従来も保安法で、鉱害の防止という点については保安法にうたつてあるのではありませんが、保安法の第一条の目的には、労働者に対する危害を防止し、そして鉱業の合理的開発をなすということが唯一の目的にうたつてあるのではありませんが、この中に「鉱害を防止し」ということをはつきり目的にうたひまして、もちろん従来もやつておつたのでありますが、はつきりその第一条で、保安法の目的に、鉱害の防止をやるのだということを明瞭にうたうということが第三点であります。

それから最後にもう一つは、災害が起りましたときに、鉱業権者が非常に微力でありまして、なかなか被災者の十分な救出ができないような場合もままございます。こういった場合に、監督部長は命令をいたしまして、被災者の適当な救出方法をすべて指示できるように、命令ができるようにいたしましたという点でございます。

この四点が今回の改正の主要な点でございます。

○委員長(田畑金光君) 次に、鉱業法の一部改正について福井鉱山局長の説明を求めます。

○政府委員(福井政男君) 鉱業法の一部を改正する法律案の内容につきまして、は、ただいま鉱山保安法の一部を改正する点につきまして説明申し上げますが、この保安法の改正に伴ひまして、これと関連のあります部分だけ一部分を今回改正をいたしたい、かような見地から提案をいたしておるわけでございます。

もちろん、御承知のように鉱業法はもとと非常に古い法律でございますが、鉱物の合理的採掘という見地からきております基本法でございますが、最近の情勢でいろいろ改正をしなければならぬ点もございまして、こういった点につきましては、現在改正すべき点を事務的に検討いたしております。なおこの点につきましては、来年度改正審議会というものを、通産省の設置法を改正していただきまして、審議会を作りまして、ここで各界の権威の方々に御検討をお願いしよう、かような心組んでおりますので、従ひまして、鉱業法全体につきましては、是れをうける手はずをいたしておりますが、石炭鉱業の災害の防止という見地から保安法が改正されますので、それに最も関係の深い鉱業法の一部だけを今回改正をいたしたい、こういうこととございまして、改正の要点をいたしましては三點でございます。

第一点は、採掘権を取り消すことができる場合が現行法にございまして、これは鉱業法の五十五條で、一定の場合に取り消すことができることになつております。この取り消しをいたした場合には、現行法では、御承知のように、鉱業法は先願主義をとつておりまして、これに何らの制限を加えてお

りません。従ひまして、取り消しを受ける者が直ちに出願をすることができ、建前になつております。この点につきまして、今回の改正案では、その鉱区につきましては六十日間たれども出願することができない、こういうふうにいたしまして、六十日後に出願の受付をする、こういう考え方で改正をしたいと思つております。もちろん、規定につきましては、もう一歩進めて、そういうものについて鉱業権の出願の資格がないようにしたかどうかと、こういう意見もございました。私も内部で検討いたしました場合にもございまして、この点につきましては、ほかの条項との関係もございまして、全般的に鉱業法を検討いたします場合に譲りまして、この際は六十日間出願をすることができないようにいたしました。だれでもそこに六十日後に出願し得る機会を与える、こういう建前にいたしたわけでありまして。

第二は、公示送達の方法でございますが、非常に技術的な改正でございますが、現在、現行法によりまして、公示送達の方法が一定の場合に認められております。これは相手方がどこにあるかわからないような場合に、一定の場所に掲示をするとか、こういうようなことによりまして、相手方に送達したと同じ効果を認めていたわけでありまして、この鉱業権の取り消し等の場合に、こういった規定が適用されないことになつております。こういったことも、取り消しをしようとして、この公示送達の方法を、取り消しなり、あるいは出願の不許可の場合等に適用

する、こういうふうな規定に改正しようとするものでございます。

それから第三は罰則の強化でございますが、これは盗掘防止のための罰則の強化でございます。現在では、鉱業権によりませんで鉱物を掘つた場合に三年以下の懲役または三十万円以下の罰金、こういう三年、三十万円ということになつておりますが、これを五年、五十万円というふうに引き上げたわけでありまして。

その次は、これは現行法にはございせん。今度新しく入れたわけでございますが、先ほどの盗掘と同じ、保安法で盗掘に関する規定を置きましたと同じようなことでございまして、鉱業権によらないで掘りましたこの鉱物を、そういう事情を知つておりまして運搬いたしましたとか、あるいは買ひ取りましたとか、あるいは買ひ取らしたとか、あるいは掘つたあつせんをいたした場合には、直接鉱業権がなくなつた場合と同じように五年以下の懲役なり、あるいはまた五十万円以下の罰金なりの罰則を課せよう、という点でございます。

以上申し上げました三點が、鉱業法につきまして改正をいたしたいと、かような考えであります。

○委員長(田畑金光君) 以上で両案の内案の説明は終了しました。

この両案に関する質疑は次回に譲つて、本日の委員会ではこれで……

○阿部竹松君 資料を一つ。実は衆議院でこの法案が上りましたときに、この保安法については「保安監督員制度を廃止せよ」という措置をとつた。ところが、前段がありまして、その中

に、最後の項に「よつて政府は、この際現行の鉱業法を全面的に検討し、可及的速かに根本的改正のための措置を講ずべきである」と、こういう今までのつて例を見ないような付帯決議がついてるわけですね。議決を経たのですから、私はパスしてこねとは言わぬけれども、こういうような付帯決議案というものは、これは否決されたにない。内容的にはこれは否決されたと同じこととなる。形式的には本会議を通つてきたから問題ございせんけれども、そういうことになると大問題なんです、十分論議してみなければならぬので、さしあたり、次期の委員会でも、これは保安局長並びに鉱山局長、石炭局長にお願いをするので、中央鉱山保安協議会という保安協議会ございまして、そこで当然保安法改正に当つては関係したので、その内容が、もし保安委員の各位の発言の内容が、もし会議録あればそれをお示し願ひたいのと、もう一つは、出席状態、保安委員の開かれた回数、こういうものをお知らせ願ひたい。それから石炭鉱業と金属鉱業の、ここに数字は大まかに七百人が五百数十人になりましたといふ数字は出ておりましたけれども、石炭鉱業と金属鉱業と両鉱業に分けて、その内容をお知らせ願ひたい。

それから第三点は、監督員の問題ですが、この監督員一千名以上と一千名以下については保安局長の方で指示するか、監督員を設けておる山が千名以下の山でもあらうと思ひます。その実態をお示し願ひたいということ、いま一つは、今、鉱山局長の説明の中にもございました盗掘、盗掘、つまりこ

うい山は保安局の方では関係ござい
ませんと、正式ルールでございませ
んからといって、あなたの方では監督し
ておらぬ、こうい山が九州から山
口、常磐、北海道等に幾つくりあるも
のか、それからまた、保安局よりも石
炭局の方で若干つかんでおると思いま
す。明確な数字がわからぬでしよ、
盗掘、盗炭ですからね。しかし、そ
ういような山があれば、それを次期委
員会まであわせて御提出を願いたい。
以上です。

○政府委員(小岩井康男君) ただいま
の御要求の中で、第一の点は、保安法の
改正につきましては、中央協議会のこ
とだろうと思つておられますが、中央協議会
には諮つておりませんですから、その
点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 なければならぬとい
ひます。僕はさういふところに相談な
さつたことかと思つたのです。法的に
そこに相談してやらなければならぬこ
とはないのだから、それはそれでよろ
しうございませう。

○委員長(田畑金光君) それでは、本
日は、これで散会いたします。
午後四時四十二分散会

十月二十三日日本委員会に左の案件を付
託された。(予備審査のための付託は
九月二十九日)

一、鉱山保安法の一部を改正する法
律案

一、鉱業法の一部を改正する法律案
十月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、商業調整法案(衆)

商業調整法案

商業調整法

(目的)

第一条 この法律は、製造業又は卸
売業と小売業及び小売業相互間の
業務分野を調整することにより、
適正な流通秩序を維持し、もつて
国民経済の健全な発展に資するこ
とを目的とする。

(商品及び地域の指定)

第二条 主務大臣は、商品の流通過
程において製造業者又は卸売業者
と小売業者との業務分野を調整す
ることにより適正な流通秩序を維
持する必要があると認めるとき
は、当該商品を地域とともに省令
で指定する。

2 小売業者の組織する団体は、主
務大臣に対し、省令で定めるところ
により、前項の指定を申請する
ことができる。

3 主務大臣は、第一項の規定によ
る指定をしようとするときは、あ
らかじめ、中央商業調整審議会の
意見を聞かなければならない。

4 中央商業調整審議会は、前項の
規定による意見を定めようとする
ときは、あらかじめ、利害関係人
及び参考人の意見を聞かなければ
ならない。

(届出)

第三条 前条の規定により指定され
た地域(以下「指定地域」という。
内において当該指定された商品
(以下「指定商品」という)の卸売
業又は小売業を当該指定があつた
際現に営んでいる者及び当該指定
後において新たに営もうとする者
は、省令で定めるところにより、

都道府県知事に届け出なければなら
ない。その事業を廃止したとき
も、同様とする。

(既存業者の事業拡張の禁止)

第四条 第二条の規定による指定が
あつた際現に当該指定地域内で当
該指定商品の小売業を兼ね営んで
いる当該指定商品の製造業者又は
卸売業者(以下「既存業者」とい
う。)は、当該指定があつた後
は、当該指定地域内で当該指定商
品の小売業の設備の新設、増設そ
の他当該小売業の経営規模の拡張
をすることができない。

(既存業者に対する命令)

第五条 都道府県知事は、指定商品
につき、小売業者が既存業者の
当該小売業に係る事業活動により
影響を受けその利益を著しく害さ
れていると認めるときは、主務大
臣の承認を受けて、当該既存業者
者に対し、その影響を排除するた
めの適切な措置をとるべきことを
命ずることができる。

(製造業者等による小売業の新規
開業の制限)

第六条 第二条の規定による指定が
あつた後は、当該指定地域内にお
いては、当該指定商品の製造業者
又は卸売業者は、当該指定商品の
小売業を新規に開業することがで
きない。ただし、特別の事情があ
る場合において都道府県知事の許
可を受けたときは、この限りでな
い。

2 第四条の規定は、前項ただし書
の規定により許可を受けた者に準
用する。

3 都道府県知事は、第一項ただし

書の許可をするかしないかについ
ては、地方商業調整審議会の意見
を聞かなければならない。

(脱法行為の禁止)

第七条 指定商品の製造業者又は卸
売業者は、第二条の規定による指
定があつた後において当該指定地
域内においては、資本的若しくは
人的關係において支配力を及ぼし
ている者をして当該指定商品の小
売業を開業させ若しくはその設備
の新設若しくは増設をさせ、又は
指定商品の小売業を営む者と資本
的若しくは人的に連携すること等
により、実質的に第四条(第六条
第二項)において準用する場合を含
む。)の規定、第五条の規定による
命令又は前条第一項の規定に違反
する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 都道府県知事は、製造業者
又は卸売業者が前条の規定に違反
する行為をしたと認めるときは、
主務大臣の承認を受けて、当該製
造業者又は卸売業者に対し、これ
らの行為を排除するために必要な
措置をとるべきことを命ずること
ができる。

(小売市場規制地区の指定)

第九条 通商産業大臣は、小売市場
(一の建物の全部又は一部であつ
て、十以上の小売業者(百貨店業者
を除く。)の営業の用に供されるも
のをいう。以下同じ。)が並立して
小売業者の事業活動に悪影響を与
えており又は与えるおそれがある
と認められる地区を、小売市場規
制地区として省令で指定する。

2 第二条第二項から第四項までの

規定は、前項の場合に準用する。
(小売市場の新設等の許可)

第十条 小売市場規制地区におい
て、小売市場とする目的をもつて
建物を新設し、若しくは小売市場
の床面積を増加し、又は建物の用
途を変更してこれを小売市場とし
ようとする者は、政令で定めると
ころにより、通商産業大臣又は都
道府県知事(地方自治法(昭和二十
二年法律第六十七号)第二百五十
二条の十九第一項の指定都市(以
下「指定都市」という。))にあつ
ては、市長(以下同じ。)の許可
を受けなければならない。

(許可の申請)

2 前項において通商産業大臣が許
可する場合は、申請者が指定都市
の市長である場合とする。

第十一条 前条第一項の許可を受け
ようとする者は、次の事項を記載
した申請書を通商産業大臣又は都
道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏
名及び住所

二 当該建物の所在地及び床面積

三 小売市場を使用させようとし
る小売業者の数及びその業種

2 前項の申請書には、小売市場の
店舗の図面その他政令で定める書
類を添付しなければならない。
(許可の基準)

第十二条 通商産業大臣又は都道府
県知事は、前条第一項の許可の申
請があつた場合において、当該申
請に係る小売市場の増設が周辺の
消費購買力に比し著しく均衡を失

し、又は小売業者の過当競争を誘発するおそれがあると認めるときは、第十条第一項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第十条第一項の許可をするかしないかについては、中央商業調整審議会又は地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

(購買会事業の制限)

第十三条 都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給し（物品を加工し、又は修理することを含む）、又はその生活に必要な施設を利用させる事業をいう。以下同じ。）を行つた者がその従業員（従業員と同一世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて小売業者の事業活動に影響を及ぼしその利益を著して害していることを認めるときは、省令で定めるところにより、その購買会事業を行つた者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

(商業調整審議会)

第十四条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会、都道府県及び指定都市に地方商業調整審議会を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 小売業者 五人

二 製造業者 二人

三 卸売業者 二人

四 消費者 二人

五 労働者 二人

六 学識経験のある者 二人

3 前項に定めるもののほか、中央商業調整審議会の事務はつかさどる機関、中央商業調整審議会の組織、議事及び運営その他中央商業調整審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

4 地方商業調整審議会の組織、議事及び運営その他地方商業調整審議会に關し必要な事項は、中央商業調整審議会に準じて当該都道府県又は指定都市の条例で定める。（主務大臣）

第十五条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該指定商品の小売業者を所管する大臣とする。

(罰則)

第十六条 第四条（第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条第一項の規定又は第五条若しくは第八条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第一項又は前項の刑を科する。

第十七条 次の各号の一に該当する者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

一 第三条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の規定による禁止に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第九条第一項の規定による指定があつた際現にその小売市場規制地区において小売市場とする目的をもつて建物を新設し、若しくは小売市場の床面積を増加し、又は建物の用途を変更してこれを小売市場とする行為に着手している者については、その者は、第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3 組合は、組合員の利用に支障がない限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一に達するまでは、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。

2 第十二条第三項の規定に違反して組合員以外の者に組合の事業を利用させたとき。

4 この法律施行の際現に改正前の消費生活協同組合法第十二条第三

項ただし書の規定による許可を受けている消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、改正後の同法第十二条第三項後段の規定による許可を受けたものとみなす。

5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条ただし書を次のように改める。

ただし、当該事業年度において消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第三項の規定に違反してその組合員以外の者にその事業を利用させた場合には、この限りでない。

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商振興のための法律制定に關する請願（第四七七号）（第四七八号）（第四七九号）（第四八〇号）（第五〇三号）（第五四四号）（第五四五号）（第五四六号）（第五四七号）（第五四七号）（第五四八号）（第五四九号）（第五五〇号）（第五五一号）（第五五二号）（第五五三号）（第五五四号）（第五五五号）（第五五六号）（第五五七号）（第五五八号）（第五五九号）（第五六〇号）（第五六一号）（第五六二号）（第五六三号）（第五六四号）（第五六五号）（第五六六号）（第五六七号）（第五六八号）（第五六九号）（第五七〇号）（第五七一号）（第五七二号）（第五七三号）（第五七四号）（第五七五号）（第五七六号）（第五七七号）（第五七八号）（第五七九号）（第五八〇号）（第五八一号）（第五八二号）（第五八三号）（第五八四号）（第五八五号）（第五八六号）（第五八七号）（第五八八号）（第五八九号）（第五九〇号）（第五九一号）（第五九二号）（第五九三号）（第五九四号）（第五九五号）（第五九六号）（第五九七号）（第五九八号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八号）（第六〇九号）（第六一〇号）（第六一一号）（第六一二号）（第六一三号）（第六一四号）（第六一五号）（第六一六号）（第六一七号）（第六一八号）（第六一九号）（第六二〇号）（第六二一号）（第六二二号）（第六二三号）（第六二四号）（第六二五号）（第六二六号）（第六二七号）（第六二八号）（第六二九号）（第六三〇号）（第六三一号）（第六三二号）（第六三三号）（第六三四号）（第六三五号）（第六三六号）（第六三七号）（第六三八号）（第六三九号）（第六四〇号）（第六四一号）（第六四二号）（第六四三号）（第六四四号）（第六四五号）（第六四六号）（第六四七号）（第六四八号）（第六四九号）（第六五〇号）（第六五一号）（第六五二号）（第六五三号）（第六五四号）（第六五五号）（第六五六号）（第六五七号）（第六五八号）（第六五九号）（第六六〇号）（第六六一号）（第六六二号）（第六六三号）（第六六四号）（第六六五号）（第六六六号）（第六六七号）（第六六八号）（第六六九号）（第六七〇号）（第六七一号）（第六七二号）（第六七三号）（第六七四号）（第六七五号）（第六七六号）（第六七七号）（第六七八号）（第六七九号）（第六八〇号）（第六八一号）（第六八二号）（第六八三号）（第六八四号）（第六八五号）（第六八六号）（第六八七号）（第六八八号）（第六八九号）（第六九〇号）（第六九一号）（第六九二号）（第六九三号）（第六九四号）（第六九五号）（第六九六号）（第六九七号）（第六九八号）（第六九九号）（第七〇〇号）（第七〇一号）（第七〇二号）（第七〇三号）（第七〇四号）（第七〇五号）（第七〇六号）（第七〇七号）（第七〇八号）（第七〇九号）（第七一〇号）（第七一一号）（第七一二号）（第七一三号）（第七一四号）（第七一五号）（第七一六号）（第七一七号）（第七一八号）（第七一九号）（第七二〇号）（第七二一号）（第七二二号）（第七二三号）（第七二四号）（第七二五号）（第七二六号）（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三〇号）（第七三一号）（第七三二号）（第七三三号）（第七三四号）（第七三五号）（第七三六号）（第七三七号）（第七三八号）（第七三九号）（第七四〇号）（第七四一号）（第七四二号）（第七四三号）（第七四四号）（第七四五号）（第七四六号）（第七四七号）（第七四八号）（第七四九号）（第七五〇号）（第七五一号）（第七五二号）（第七五三号）（第七五四号）（第七五五号）（第七五六号）（第七五七号）（第七五八号）（第七五九号）（第七六〇号）（第七六一号）（第七六二号）（第七六三号）（第七六四号）（第七六五号）（第七六六号）（第七六七号）（第七六八号）（第七六九号）（第七七〇号）（第七七一号）（第七七二号）（第七七三号）（第七七四号）（第七七五号）（第七七六号）（第七七七号）（第七七八号）（第七七九号）（第七八〇号）（第七八一号）（第七八二号）（第七八三号）（第七八四号）（第七八五号）（第七八六号）（第七八七号）（第七八八号）（第七八九号）（第七九〇号）（第七九一号）（第七九二号）（第七九三号）（第七九四号）（第七九五号）（第七九六号）（第七九七号）（第七九八号）（第七九九号）（第八〇〇号）（第八〇一号）（第八〇二号）（第八〇三号）（第八〇四号）（第八〇五号）（第八〇六号）（第八〇七号）（第八〇八号）（第八〇九号）（第八一〇号）（第八一一号）（第八一二号）（第八一三号）（第八一四号）（第八一五号）（第八一六号）（第八一七号）（第八一八号）（第八一九号）（第八二〇号）（第八二一号）（第八二二号）（第八二三号）（第八二四号）（第八二五号）（第八二六号）（第八二七号）（第八二八号）（第八二九号）（第八三〇号）（第八三一号）（第八三二号）（第八三三号）（第八三四号）（第八三五号）（第八三六号）（第八三七号）（第八三八号）（第八三九号）（第八四〇号）（第八四一号）（第八四二号）（第八四三号）（第八四四号）（第八四五号）（第八四六号）（第八四七号）（第八四八号）（第八四九号）（第八五〇号）（第八五一号）（第八五二号）（第八五三号）（第八五四号）（第八五五号）（第八五六号）（第八五七号）（第八五八号）（第八五九号）（第八六〇号）（第八六一号）（第八六二号）（第八六三号）（第八六四号）（第八六五号）（第八六六号）（第八六七号）（第八六八号）（第八六九号）（第八七〇号）（第八七一号）（第八七二号）（第八七三号）（第八七四号）（第八七五号）（第八七六号）（第八七七号）（第八七八号）（第八七九号）（第八八〇号）（第八八一号）（第八八二号）（第八八三号）（第八八四号）（第八八五号）（第八八六号）（第八八七号）（第八八八号）（第八八九号）（第八九〇号）（第八九一号）（第八九二号）（第八九三号）（第八九四号）（第八九五号）（第八九六号）（第八九七号）（第八九八号）（第八九九号）（第九〇〇号）（第九〇一号）（第九〇二号）（第九〇三号）（第九〇四号）（第九〇五号）（第九〇六号）（第九〇七号）（第九〇八号）（第九〇九号）（第九一〇号）（第九一一号）（第九一二号）（第九一三号）（第九一四号）（第九一五号）（第九一六号）（第九一七号）（第九一八号）（第九一九号）（第九二〇号）（第九二一号）（第九二二号）（第九二三号）（第九二四号）（第九二五号）（第九二六号）（第九二七号）（第九二八号）（第九二九号）（第九三〇号）（第九三一号）（第九三二号）（第九三三号）（第九三四号）（第九三五号）（第九三六号）（第九三七号）（第九三八号）（第九三九号）（第九四〇号）（第九四一号）（第九四二号）（第九四三号）（第九四四号）（第九四五号）（第九四六号）（第九四七号）（第九四八号）（第九四九号）（第九五〇号）（第九五一号）（第九五二号）（第九五三号）（第九五四号）（第九五五号）（第九五六号）（第九五七号）（第九五八号）（第九五九号）（第九六〇号）（第九六一号）（第九六二号）（第九六三号）（第九六四号）（第九六五号）（第九六六号）（第九六七号）（第九六八号）（第九六九号）（第九七〇号）（第九七一号）（第九七二号）（第九七三号）（第九七四号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七号）（第九七八号）（第九七九号）（第九八〇号）（第九八一号）（第九八二号）（第九八三号）（第九八四号）（第九八五号）（第九八六号）（第九八七号）（第九八八号）（第九八九号）（第九九〇号）（第九九一号）（第九九二号）（第九九三号）（第九九四号）（第九九五号）（第九九六号）（第九九七号）（第九九八号）（第九九九号）（一〇〇〇号）

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律等の一部改正反対に關する請願（第五一六号）

一、日中貿易再開促進等に関する請願（第五三五号）（第五九六号）（第六二四号）（第六九〇号）（第六九一号）（第六九二号）

一、四国地方開発に關する特別法制定等の請願（第六一〇号）

一、埼玉県川口市の中小企業者に風

水害復興低利資金長期融資の請願（第六二五号）

一、群馬県渡良瀬川沿岸の氾濫対策に關する請願（第六四二号）

一、東北開発事業推進に關する請願（第六七二号）

第四七七号 昭和三十三年十月十一日受理

小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 富山県礪波市出町二二六ノ一日本中小企業政治連盟礪波支部内 上田豊信

紹介議員 館 哲二君

小売商振興のための法律案は、衆議院の解散により廃案となつたが、第二十八国会の衆議院商工委員会において「小売商振興のための措置に關する件が決議されており、自民、社会両党の選挙公約にも採択されているから右決議の通り、中小企業振興審議会の答申となつた政府並びに社会党提出の小売商法案の内容を強化充実した小売商振興のための法律案を本臨時国会においてかならず成立せしめられたいとの請願。

第四七八号 昭和三十三年十月十一日受理

小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 福井県武生市蓬萊町日本中小企業政治連盟武生支部内 棚部左中

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第四七九号 昭和三十三年十月十一日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 広島県三原市本町日本

中小企業政治連盟三原支部内 徳永源吉

紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第四八〇号 昭和三十三年十月十一日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町一ノ

一、六七八中小企業政治連盟船橋支部内 梶谷栄三

紹介議員 伊能繁次郎君 小澤久太郎君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五〇三号 昭和三十三年十月十三日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 茨城県日立市助川町

二、一五五日立専門店会協同組合理事長 堀己之助

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五四四号 昭和三十三年十月十四日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 青森県八戸市小中野町

新丁一二二日本中小企業政治連盟八戸支部内 大久保弥三郎

紹介議員 苦米地義三君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五四五号 昭和三十三年十月十四日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 群馬県沼田市西倉内町

五九二ノ二日本中小企業政治連盟沼田支部内 中村幸晴

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五四六号 昭和三十三年十月十四日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町四

ノ一協同組合名古屋専門店協会理事長 津田庄三郎

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五四七号 昭和三十三年十月十四日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町七

一三日本中小企業政治連盟出雲支部内 影山嘉三郎

紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五九七号 昭和三十三年十月十五日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 岡山県高梁市南町一六

中小企業政治連盟高梁支部内 能登原陸三

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五九八号 昭和三十三年十月十五日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 和歌山県小松原通一ノ

一和歌山県中小企業団体中央会内 窪田憲一

紹介議員 野村吉三郎君 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六一一号 昭和三十三年十月十五日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 大分県別府市御成町別

府中央青果組合内 溝口正外百六十二名

紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六二六号 昭和三十三年十月十六日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 秋田市土手長町秋田県

中小企業団体中央会会 長 泉太助

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六二七号 昭和三十三年十月十六日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 宮城県仙台市名掛丁八

七日本中小企業政治連盟仙台支部内 森豊次郎外一名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六二八号 昭和三十三年十月十六日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 静岡県磐田市坂上町

二、五一四磐田青果市 場仲買人組合内 小林末夫外三十七名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六九三号 昭和三十三年十月十七日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺

町国分寺二、四三一日本中小企業政治連盟

分寺支部内 村上武治外二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第六九四号 昭和三十三年十月十七日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 静岡市御幸町六ノ一二

日本中小企業政治連盟静岡支部連合会内 野沢弥輔外二名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第四七七号と同じである。

第五一六号 昭和三十三年十月十三日受理

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部改正反対に関する請願

請願者 熊本市南千反畑町三三

熊本県農業協同組合中央会会長 北口龍徳外三名

紹介議員 森中 守義君
政府は独禁法および輸出入取引法の一部改正案を今国会に提出する由であるが、右は内容のいかんによつては、特に、経済基盤の弱少な農民に悪影響を及ぼすことになるから、(一)農業必需資材の国内販売の制限についての共同行為を認めないこと、(二)肥料等の生産設備の制限の共同行為を認めないこと、(三)原材料が農林畜産物である場合その購入に関する共同行為を認めないこと等の事項に反するよう

